

新しい資本主義実行本部 提言

令和7年5月15日
自由民主党 政務調査会

新しい資本主義実行本部
提言案
(目次)

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて.....	4
II. デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の旧弊一掃によるわが国のインフレへの対応力の強化.....	5
(1) 全省庁における予算・税制・公的制度の閾値の総点検と見直し	6
(2) 公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げ	7
(3) 働き手の賃上げ原資を確保できる「官公需」における価格転嫁の徹底 ...	8
III. 我が国の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者の稼ぐ力と賃上げ環境整備のための強力な支援パッケージの策定・実行	10
(1) 全業種での末端に至るまでの労務費含めた価格転嫁の徹底	11
(2) I T・ロボットなどの省力化投資の5年間集中支援による飛躍的な生産性向上	12
(3) 事業承継・M&A 等による経営基盤の強化	12
IV. 新たな200兆円目標実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」の策定など「投資・輸出立国」の取組の推進.....	13
(1) 2040 年度 200 兆円の国内投資目標の実現に向けた国内投資喚起と「輸出拡大・多角化支援パッケージ」の策定	13
(2) 中堅企業への支援強化	14
(3) 成長投資を行う P E ファンド等への GPIF・JIC 等からのオルタナティブ投資の拡大	15
(4) 農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化と地方の成長	16
(5) コンテンツ産業	17
(6) G X	21
(7) D X (A I・半導体等)	26
(8) 経済安全保障等の投資の強化	30
(9) 健康・医療	31
(10) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進	35
V. のれんの会計処理の見直し、東証グロース市場の在り方の検討、ディープテックへの資金供給拡大など「スタートアップ育成5か年計画」における成長促進策の抜本強化.....	36
(1) 人材・ネットワークの構築	36

(2) 資金供給の強化と出口戦略の多様化	37
(3) オープンイノベーション・調達の推進	40
Ⅶ. 技術で勝ち、産業でも勝ち抜くためのエコシステムの構築等の 科学技術・イノベーション力の強化.....	41
(1) 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一貫通貫 での支援	41
(2) 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立	41
(3) 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現	42
(4) デジタル関連サービスの海外展開	43
(5) 地方におけるイノベーション拠点の強化	43
(6) A I / D X に即した産業財産権制度の見直し	44
(7) 量子技術	44
(8) フュージョンエネルギー	44
(9) マテリアル分野	45
(10) 宇宙	45
(11) 海洋	45
Ⅷ. 企業資金を地方に呼び込むための企業版ふるさと納税の制度改 善やコーポレートガバナンス・コードの見直しと、全国各地で の新しい形の企業城下町の形成.....	46
(1) 企業版ふるさと納税の制度改善・コーポレートガバナンスの見直し等の企 業資金の地方への呼び込み	46
(2) 地方の産業人材育成のためのプランの策定・実行	47
(3) 都市から地方への経営人材・働き手の流れ拡大	48
(4) 地方の自動運転の社会実装の加速化	49
(5) 地方でのインバウンドの推進	50
(6) スポーツを通じた地方創生	50
(7) 地方の課題を起点とする規制・制度改革	50
Ⅸ. 構造的賃上げを実現するための三位一体の労働市場改革の加速 と働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検 	50
(1) リ・スキリングによる能力向上支援	51
(2) 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開 示の充実	52
(3) 労働移動の円滑化	53
(4) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検	53
(5) 多様な人材の活躍推進	54
Ⅹ. プラチナNISA・こども支援NISAなど、国民の長期・安定的な資 産形成を支援する資産運用立国の取組の深化.....	55
1. 資産運用立国の更なる推進	56

2. 家計の安定的な資産形成	57
(1) 若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備	57
(2) 高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備	57
(3) 若年世代から資産形成に取り組むことを促進するための環境整備	58
3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供	58
(1) スタートアップ投資等の更なる推進	58
(2) インパクト投資市場の拡大に向けた取組	59
(3) 運用対象資産等の多様化の更なる推進	60
4. 企業価値の向上・コーポレートガバナンス	60
5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化	60
(1) 資産運用業の高度化	60
(2) アセットオーナーシップ改革の更なる推進	61

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて

2021 年から始動した「新しい資本主義」では、

- ①「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携、
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現、
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

の3点をテーマに、長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金が上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることで、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」を実現することを目指してきた。

この考え方の下、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、賃上げに関する新たな官民連携の枠組みとして、政労使の意見交換の場で「官も全力で努力を行う。民も賃上げに協力してほしい」と、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く呼び掛けを行ってきた。

その結果、日本経済は、33 年ぶりの高水準となった昨年を更に上回る春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600 兆円をこえる名目 GDP など、30 年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。国内投資の新たな官民目標 2040 年度 200 兆円を実現すれば、安定的な物価上昇を前提に、ここ数年の春季労使交渉 5 %程度の賃上げが継続し、2040 年度に名目 GDP は約 1000 兆円となるとの見通しがある。

他方で、日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安を背景としたコストプッシュインフレ・物価高という大きな成長の阻害要因を官民で乗り越え、この好循環を絶対に止めないという決意と覚悟が必要である。そうした観点から、当面の物価高への対策を進めるとともに、① 全省庁における予算・税制・公的制度の閾値の総点検と見直し、② 公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げ、③ 働き手の賃上げ原資を確保できる「官公需」における価格転嫁の徹底を通じ、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の旧弊一掃によるわが国のインフレへの対応力の強化を進めるべきである。

その上で、我が国が本格的な労働供給制約社会へと突入し、人手不足が深刻化する中であっても、企業・産業の供給力、すなわち、「稼ぐ力」を高めることで、賃上げと投資の好循環の拡大と加速を図る必要がある。また、トランプ関税の影響も相まって刻々と変化する国際経済環境の中で、我が国として、経済的自律を追求しつつ、成長する海外市場の活力を取り込むことで、投資の量と質の双方を大幅に強化することを目指し、我が国の雇用の 7 割を支える中小・小規模事業者の稼ぐ力と賃上げ環境の整備のための強力な支援パッケージの策定・実行、新たな 200 兆円目標実現を見据えた、中堅企業を含む国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」の策定など「投資・輸出立国」の取組の推進、成長投資を行う PE ファンド等への GPIF・JIC 等からのオルタナティブ投資の拡大、のれんの会計処理の見直し・東証グロース市場の在り方の検討・ディープテックへの資金供給拡大等の成長促進策の抜本強化を含む「スタートアップ育成 5 か年計画」の強化と着実な実行、技術で勝ち、産業でも勝ち抜くためのエコシステムの構築等の科学技術・イノベーション力の強化等に取り組むべきである。

また、海外市場と両輪で、我が国の成長のドライバーとなり得るのは、地方に眠る活力であり、我が国の中で、伸びしろのある地方においてこそ、賃上げと投資の好循環を拡大させることが重要であり、企業版ふるさと納税の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組むほか、企業の積極的な投資による地方における拠点整備が、中長期的な企業価値の向上につながることをコーポレートガバナンス・コードの見直し等により明らかにすべきである。こうした取組も含め様々なアイデアを実現することにより、全国各地での新しい形の企業城下町の形成を一気呵成に進めていくべきである。

同時に、こうした「稼ぐ力」の向上のための取組と併せて、構造的な賃上げのための「三位一体の労働市場改革」の取組と働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検、プラチナ NISA・こども支援 NISA など、国民の長期・安定的な資産形成を支援する「資産運用立国」の取組について、手綱を緩めることなく加速して取り組んでいくべきである。

トランプ関税や物価高が耳目を集める中であっても、こうした個別の短期的課題には適切に対処しつつ、他方で、我々が取り組む30年ぶりに我が国の構造的な経済回復を実現しようというチャレンジの重要性はいささかも変わらず、そのチャレンジのスピードが低下し、いわんや停滞するようなことがあってはならない。

逆に、我が国が、賃上げと投資の好循環、さらには「稼ぐ力」を獲得した経済成長の新しいステージへと日本経済を持っていくことができなければ、その時には、個別の短期課題にも対応する体力すらも我が国に残っていないということを自覚すべきである。

我々は、こうした不透明な課題に直面するからこそ、我が国のこの構造的な経済回復を実現する、この大きな目的の重要性をしっかりと確認して、この新しい資本主義実行本部における取組を進めていかなければならない。

本提言は、上記のような問題意識の下、幅広い分野の実務家・有識者から幅広く見識を集め、課題の把握、対応策の検討を進めた結果を踏まえて整理したものである。政府においては、本提言を、政府が今後取りまとめる「新しい資本主義実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」等に一体的に反映し、態勢を整えとともに実行に移されたい。当本部も、必要なフォローアップを行っていく。

Ⅱ. デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の旧弊一掃による わが国のインフレへの対応力の強化

足元の3年間で賃上げや投資が増加し、「コストカット型経済」からの脱却が見えてきた今、大きな障壁となっているのが、昨今の急激な物価高騰である。さらにトランプ関税の影響が日本経済の行方に不透明感をもたらしている。これら乗り越えていくためには、「コストカット型経済」に決して戻さないという政治の覚悟が必要である。

国が民間に賃上げと価格転嫁を呼びかけるだけでなく、今こそ国が賃上げと価格転嫁の先導役にならなければならない。そのためにも、経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に対応できるよう変わっていかねばならない。

そのため、今回、「閾値の総点検と見直し」、「公定価格の引上げ」、「官公需における価格転嫁の徹底」の3つの課題について、政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に取り組むこととした。その際には、「労働の価値」「平素からの備えの価値」を正しく評価し、価格に表すことの重要性を軸に据え、より大局的、本質的な視点で取組を進める必要がある。

税で行う事業に競争性は必須だが、「安ければいい」といった姿勢では「労働の価値」を守ることはできない。

我々には、国民生活と、それを支える制度面でのナショナルミニマムを守る責任がある。

我が国経済は内需の寄与度が大きく、実質賃金をプラスにしていくことには大きな意味がある。大企業を中心に民間企業に対し強く価格転嫁の要請をする一方で、公的制度については対応が極めて不十分である。特に地方ほど公的需要が都道府県GDPに占める割合が高く、上記3つの課題にしっかりと取り組むことにより、地方における賃上げと投資拡大の好循環を生み出すことが地方創生、地方経済のためにも重要である。

様々な面で地域を支える事業者やそこで働く方々を支えることなしに少子化対策も地方創生も成就できる訳がない。

公的制度について幅広く、網羅的に点検、見直しを行っていく必要があるが、関係する事業者や影響を受ける国民は大変切迫した状態にある。賃上げや離職防止、人材確保、そして国民生活の支えの強化のためにも、点検、見直しの作業はスピード感をもって速やかに行うよう強く求める。その際、これまでとは抜本的にやり方を変える、あるいは原則と例外を逆にするといった踏み込んだ対応も、必要ならば躊躇せず行うべきである。

地方分権を推進しつつも、国としてナショナルミニマムを確実に担保する方策を構築していく必要がある。このため、改めて制度・仕組みや運用について虚心坦懐に点検し、必要な手当てを迅速に行っていくことを強く求める。数多の難解な通知を重ねれば重ねるほど自治体、特に市町村の現場は混迷を深め、適切な対応が難しくなる一方である。あまりにも多くの複雑な事務が増え、マンパワーの制約もある市町村の現場を支えるためにも重要な取組である。

政府においては責任体制を明確にして、現場の方々の目線に立って一刻も早く効果が感じられるよう、集中的かつ全力で取組を行うべきである。日本全国で徹底されるよう粘り強く、継続して取り組むべきである。その結果については検証し、さらなる対応について全身全霊で取り組むべきである。

国民が賃金が上がったことを実感し、将来に向かって意欲的に働き、安心して暮らすことができる社会を目指す。

(1) 全省庁における予算・税制・公的制度の閾値の総点検と見直し

物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る閾値（基準値）について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう見直しを進める必要がある。

ヒアリングを通じて、長きにわたり見直されていない制度の存在が明らかになった。以下については速やかに見直しが行われるべきである。

- ・ 交通遺児に給付される育成給付金は、拠出金、民間資金と国庫補助等によっ

て賄われる支給額が40年以上据え置かれており、近年の物価高騰の中、約95%が母子家庭である交通遺児の生活環境は厳しい状況にある。

- ・ 生活困窮者自立支援事業のうち、子どもの学習・生活支援事業に係る国庫補助基準額が制度創設以来約10年間継続的に横ばいであり、同事業の委託先である社会福祉協議会の人件費や、提供する事業規模の抑制を招いている。
- ・ 中小企業を含め、社員の食事補助の充実を図る取組が見られるが、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984年の見直し以降、食料品価格が上昇する中で、40年以上据え置かれている。
- ・ 地方において利用率の高いマイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額は、2014年の見直し以降、ガソリン価格が上昇する中で、10年以上据え置かれている。

さらに、多岐にわたる公的制度の中には、これら以外にも同様の事例が存在すると考えられることから、上記の事例を踏まえ、公的制度に係る閾値（基準値）について、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進めるべきである。

その際、今後、長年にわたって見直しが行われない状況が二度と生じないよう、各項目の点検とあわせ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行うべきである。

（２）公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場で900万人の方々が働いており、有業者のおよそ7人に1人がこの分野で働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中、他産業のようにコスト増を価格に転嫁することができない。

昨今の賃上げで先行する他産業との競争は厳しく、人材確保が大変厳しい状況で、他産業と比較し有効求人倍率が高くなっている。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することは喫緊の課題である。

例えば、理学療法士は全産業平均と比べ処遇が低く、その上昇も見込まれないような厳しい状況に置かれている。他職種に転職したことで給与所得が上がったケースも多く、処遇への不安から若年離職が多いといった訴えがあった。理学療法士によるリハビリによって再び働くことができるようになれば社会に貢献できるだけでなく、医療費の抑制にも資することとなる。こうした例も念頭に、医療、介護、障害福祉分野の幅広いエッセンシャルワーカーの労働は正しく評価されなければならない。

したがって、公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定をはじめとした必要な対応策について、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につな

がるよう、的確な対応を行うべきである。

未来を担う子どもたちの命と育ちを支える重要な役割を果たす保育士等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。

平成25年度以降、累計約34%の改善を図ってきているが、政府は保育士等の処遇改善について「他職種と遜色ない処遇の実現」を目標として掲げており、引き続き「こども未来戦略」に基づき、さらなる処遇改善を進めていくことが重要である。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに見直しを実施すべきである。

約20年前の分権以降、一部の国庫補助金が一般財源化され、例えば養護老人ホーム、軽費老人ホームは自治体によって公定価格が定められることになった。しかしながら、地方財政措置への理解も進まず、措置委託費や事務費補助の改定が的確に行われず、施設運営は極めて厳しい状況にあり、職員給与も全職種平均に比してかなり低い状態になっている。

現状の取組を適切に見直し、措置委託費や事務費補助の改定、建替え補助などの支えを強化することで社会にとって不可欠な高齢者のセーフティーネットを守ることが重要である。

また、妊婦健診などについても地域間格差が大きくなっているという強い指摘があり、的確な対応を求める。

JETプログラム参加者の年額報酬については、今年度、大幅な引上げが行われたが、引き続き、地方公務員の給与等の動向も踏まえ、的確に対応すべきである。

民間部門で初任給の上昇など処遇改善が進む中、一般職をはじめとする国家公務員も人材獲得競争で遅れをとっている。人事院の有識者会議が提言した国家公務員の給与水準に係る比較対象となる企業の規模の見直し（50人以上を100人以上に変更。政策立案等に関わる本府省職員は1000人以上。）を速やかに実現して、国民の期待に応えるにふさわしい人材を確保できるようにすべきである。

（３）働き手の賃上げ原資を確保できる「官公需」における価格転嫁の徹底

①労務費等の価格転嫁の徹底

官公需は「発注側の目線」だけではなく「受注側の目線」でも検証すべきである。「官公需についての中小企業者の受注に関する法律」に基づき閣議決定された「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で実施が明記されている物価上昇に伴うスライド対応、期中改定などの徹底が必要である。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底すべきである。

適切な価格転嫁の実施に向けて、国等、自治体とも必要となる予算を確保すべきである。義務的経費の物価上昇対応分については概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応が必要である。国立大学法人運営交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応すべきである。

自治体の財政負担については、的確に地財計画に計上し、適切な地財措置を行うべきである。また、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るようさらなる活用を徹底するなど適切に対応を行うべきである。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにすべきである。発注における予定価格も同様である。前年度の低入札が次の予定価格のベースになるようなことは厳格に禁じられるべきである。
- ・ 契約後、年度途中の様々な物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する必要がある。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施すべきである。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映すべきである。その際には、できる限り手続きの簡素化に努めるべきである。
- ・ 土地改良工事の場合、受益者負担に配慮する必要がある。

一般廃棄物処理業などにおいて、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があった。

政府が発出した価格転嫁の取組を促す通知のさらなる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげるべきである。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開などを図るべきである。

②国等の低入札価格調査制度について

実態調査の結果について、低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となったものが1%にも満たないなど、受注側の目線からは低入札価格調査制度が機能していないことが判明した。適切な運用に改め、工事以外の請負契約へも導入を拡大すべきである。

調査対象となる契約は、概ね60%未満の極めて低い入札率であり、原則失格とすべきである。運用見直しで改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討すべきである。

調査では、最低賃金の支払い、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底し、実施後の点検を大幅に強化すべきである。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底すべきである。

③自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度について

調査の結果、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては約7割で未導入となっている。未導入理由で「必要性を認識していない」が多いのも大きな問題である。

特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底すべきである。運用見直しで改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討すべきである。

自治体における両制度の導入状況の見える化を図るべきである。工事関係での速やかな導入徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する必要がある。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し統一的な基準を作成すべきである。

「下請けかけこみ寺」を活用するなど、官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付け、総務省と共有し、各自治体への的確な助言指導を行うべきである。

各市町村における基準値などについて、都道府県で一定の方向づけを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう仕組みを見直すべきである。

④的確な発注のための具体的な取組

緊急時対応のための地域要件の設定や、新しい技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底すべきである。

スライド条項やキャンセルポリシーなど契約約款のひな型を作成・周知すべきである。

オープンカウンター方式を採用する場合において、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認すべきである。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定をすべきである。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討すべきである。

各分野ごとの様々な課題に真摯に向き合い的確に対応すべきである。

- ・ 災害協定を締結している場合、随意契約が可能であり、国は積極的に活用するとともに、地方自治体に積極的な活用を促すべきである。（SS）
- ・ 分離発注を徹底すべきである。（警備、ビルメン）
- ・ 危険業務などの警備業務の割増加算をルール化すべきである。（警備）
- ・ 契約形態について、国では多くが物品購入契約となっているが、請負契約とすべきである。（印刷）
- ・ コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底すべきである。（印刷）
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度においても、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更すべきである。
- ・ NPO等への委託に係る間接事務費については、事業の内容に応じ適切に設定すべきである。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度の早急な検討・見直しを求める意見に、国において的確に対応すべきである。

さらに、建設業の許可を受けていない者に関しても、品質の確保を図るために必要な契約は、品確法の対象とすることを求める意見があった。（ビルメン）

Ⅲ. 我が国の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者の稼ぐ力と賃上げ環境整備のための強力な支援パッケージの策定・実行

我が国が本格的な人口減少社会に突入する中、それに対応して「稼ぐ力」を高める経済社会構造を迅速に構築する必要があり、地方のサービス業など我が国のエッセンシャルサービスを支えている業種をはじめ、産業ごとの特徴を捉えたきめ細やかな対応が求められる。

昨年は33年ぶりの5%を超える高い水準の賃上げが実現し、史上最高の民間投資といった明るい動きが見えてきた。さらに今年は昨年を上回る水準で春季労使交渉における賃上げが実現しつつある。

この流れを確実なものとするため、これまでも、政府として賃上げのためにあら

ゆる政策を総動員したが、我が国に物価上昇に負けない賃上げを定着させるために、もう一步踏み込んだ対応を行う必要がある。

その際、「賃金は上がっていくもの」という考えを社会的規範として定着させていくためには、とりわけ約7割の働き手を雇用する中小企業・小規模事業者の賃上げが欠かせない。こうした観点から、価格転嫁等の取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に集中的に取り組むべきである。

まず、「適正な価格転嫁と販売価格アップを受け入れる」ことを社会的規範として受容できるような経済社会構造を作り上げる必要があり、適正な価格転嫁に向けてサプライチェーン全体での価格転嫁を後押しする。

次に、中小企業・小規模事業者自身による「稼ぐ力」の努力を力強く後押しするため、中小企業が生産性を高め、高い付加価値のある製品・サービスを供給できるよう支援を抜本的に強化すべきである。

さらに、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行える事業環境を作り上げるべきである。

（１）全業種での末端に至るまでの労務費含めた価格転嫁の徹底

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。このため、価格転嫁等の取引適正化に取り組むべきである。

①改正下請法の執行強化等を通じた社会全体で適切な価格転嫁の定着

下請代金法について、「下請け」という名称を変えて、取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管官庁に指導・助言の権限を新たに付与する、20年ぶりの法改正を早期にするべきである。

さらに、同法の改正成立を見据え、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管官庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図るべきである。

とりわけ、トラック運送、広告、放送コンテンツ、金融・保険、農業・林業など業種別の価格転嫁率が平均よりも低い業種については、業所管省庁の責任で、徹底的に価格転嫁状況の改善を図る必要がある。中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化はもちろんのこと、国土交通省によるトラック・物流Gメン、建設Gメンといった、現在、一部の業種にのみ存在する、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを、価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する全ての業所管省庁へと広げ、各業所管省庁で十分な規模での執行体制を構築すべきである。

トラック運送については、今国会で成立を目指す議員立法で新たに創設する適正原価制度等を活用し、さらに強力かつ確実に価格転嫁を徹底すべきである。

さらに、労務費等の価格転嫁について、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、さらなる周知徹底に取り組むべきである。

②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年１月には約６万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充する等により、宣言の更なる拡大を図るべきである。

また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の支援対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組むべきである。

③中小企業・小規模事業者の生産性向上の鍵となる知的財産の保護等の強化

大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも存在することに鑑み、中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化や知財経営推進に向けた支援の拡充に取り組むべきである。

(２) IT・ロボットなどの省力化投資の５年間集中支援による飛躍的な生産性向上

労働供給制約が今後ますます厳しくなることが見込まれる中であって、国内の雇用の７割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の７割を支えるサービス業が徹底した省力化投資・デジタル化投資等などを通じ、生産性の向上に集中的に取り組むべきである。

とりわけ生産性向上の必要が大きい「人手不足が深刻な業種」や「最低賃金引き上げの影響を大きく受ける業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定し、2029年までの５年間で集中取組期間として生産性向上の目標を設定するとともに、業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組むべきである。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるよう、最適な支援策に容易にアクセスでき、新たな資金提供機関や専門的な助言機関とマッチングするための環境整備を進めるべきである。

(３) 事業承継・M&A等による経営基盤の強化

経済全体が「成長型経済」の競争へと移行していく中で、中小企業・小規模事業者において、経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行える事業環境を社会全体として作り上げる必要がある。

中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うため、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」として、M&Aの売り手側の経営者に対する支援策の強化、経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買い手へのマッチング等の支援などに取り組むべきである。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを促すべきである。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策のあり方の検討を進めるべきである。

IV. 新たな200兆円目標実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」の策定など「投資・輸出立国」の取組の推進

国内経済において、賃上げと投資の循環は回り始めているところだが、この動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結びつけることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

これまでも、官民連携で、GXや半導体といった戦略的な分野において国内投資を進めていくために、GX移行債、半導体AIフレームをはじめとする、新たな手法、新たな発想で様々な投資を進めてきた。また、AZECの取組を通じてアジアの成長を日本に取り込む取組も進めてきた。

他方で、労働力とエネルギーコストという我が国が抱える伝統的な構造課題を背景に、既に自身のサプライチェーンとともに海外移転してしまった大企業からは、今さら自社だけが拠点を国内回帰させることは取引先との関係で難しいという声があることも事実である。このため、我が国の構造的課題への対処として省力化投資やエネルギーコストの低減に徹底して取り組むことはもちろんのこと、そうした大企業であっても既存取引先との関係で躊躇なく投資が可能な新規の成長分野での国内投資を引き出すことが重要であり、積極的に我が国に直接投資を呼び込むことのできる新たな成長分野の創出や、研究開発の成果を国内で確実に事業化につなげるための産業エコシステムの構築を行うべきである。

同時に、企業規模に応じた事業ポートフォリオの最適化や、企業単位・産業単位での生成AI等の新技術の活用を前提としたトップダウンでのビジネスプロセスの見直し等に取り組むべきである。

（１）2040年度200兆円の国内投資目標の実現に向けた国内投資喚起と「輸出拡大・多角化支援パッケージ」の策定

経団連から、2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標が示された。継続的な実質賃金上昇に有効な交易条件の改善のためには、高付加価値化に向けた研究開発を加速すべきである。また、物価高・人手不足を乗り越えて賃上げを継続するためには、AIやロボット等の省力化投資を加速すべきである。こうした次世代型投資をストックベースで1.8倍に拡大していくことが必要との見通しがある。これを受けて、官民を挙げてこの目標の実現に向けて果敢に取り組んでいくべきであり、200兆円の目標の実現を見据えた実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」を策定すべきである。

世界で需要が拡大するGX・DX等の分野において、官民での中長期にわたる国内投資へのコミットメントを着実に進めるとともに、農林水産業・観光・コンテンツ等の新たな成長分野における投資と輸出の拡大に取り組むべきである。

このためにも、「金利のある世界」に移行し、国際的な不確実性が高まる中でも、企業が保有する現預金を積極的に国内で波及効果の大きな投資に振り向けるよう、企業統治改革、資本市場改革に加え、思い切った償却措置による投資促進策など諸外国の措置・動向も踏まえつつ、予算・税制によるインセンティブ措置も含めた、企業からの国内投資を引き出すための大胆な方策を検討すべきである。

（２）中堅企業への支援強化

成長志向の中堅企業は、設備投資、人的投資、賃上げの全ての側面で、国内経済の成長の牽引役となるポテンシャルを有している。また、地方の中小企業の価格転嫁を永続的に続けるためには、物価と賃金の好循環に加えて、生産性を上げてその原資を確保しなければならず、そのためには、世界市場の中でオンリーワンの製品・サービスを抱える中堅企業の創出・成長加速に取り組むなど、成長志向の企業が中小企業から中堅企業、さらにその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系が必要である。

①中堅企業の成長のための設備投資の促進

中堅企業が国内に工場を残した上で海外に輸出して稼ぐというところを目指す場合には高額な費用負担が生じる。政府からも、これまでに3000億円の事業費を使い、大規模投資を支援しているが、これは、倍率が7倍で、194社採択するなど、中堅企業側のニーズも高い。昨年の補正予算でも3000億円の追加枠を措置したところであり、引き続き、地方の津々浦々にまで投資と賃上げの好循環を生み出すべく、政策を総動員して着実な支援に取り組むべきである。

これらの点も含め、本年2月に策定した「中堅企業成長ビジョン」に基づき、中堅企業に対する支援策を実施すべきである。

②中堅企業の研究開発・輸出の促進

海外売上高比率が高い中堅企業ほど労働生産性が高い。一方で、ドイツでは自社で店舗や個人向けの最終製品を直接販売するグローバル・ニッチ・トップ企業が多いのに対して、日本のグローバル・ニッチ・トップ企業の8割は製造受託型であり、海外展開までのスピードにも差がある。

また、企業による研究開発についても、ドイツでは中堅・中小企業によるものが活発であるのに対し、日本では従業員規模1万人以上の大企業が中心である。

中堅企業が自分で海外に直接営業を行うために必要な人材を確保することを促進するなど、日本の中堅企業が、海外市場を含めて自力で販路開拓ができるように後押しするとともに、中堅企業が我が国の輸出に果たす役割にも着目し、官民の輸出支援体制も強化しながら、中堅企業の輸出促進に取り組むべきである。

同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討するべきである。

③中小企業から中堅企業への成長加速（中小100億企業の成長支援）

中小100億企業の創出と成長支援に向けて取り組むべきである。

中小企業では輸出を担当する人材が不足している現状を踏まえ、輸出の担い手を多角化し、その裾野を広げる観点から、各地域の中小企業がその地域の強みを生か

してコンソーシアムとして連携し、輸出を行うことを、積極的に促すべきである。

また、中小企業の英語対応能力の向上支援を行うほか、成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業を子会社化し、グループ体となって成長していくことを後押しすべきである。

一方で、ファミリー企業が多い中で、まずは経営者の意識改革を促すとともに、ガバナンス、資金、人材あるいは研究開発への支援の在り方について、引き続き検討を進めるべきである。

(3) 成長投資を行うＰＥファンド等へのＧＰＩＦ・ＪＩＣ等からのオルタナティブ投資の拡大

プライベート・エクイティ・ファンド（ＰＥファンド）による事業再編を通じて、優れた技術を持った企業が海外展開あるいは事業を拡大することが可能になる。具体的には、ＰＥファンドを通じた企業再編は、総じて従業員数を削減することなく、売上高を増加させる形で従業員１人当たりの付加価値の増加が期待できることが示唆されている。

これを踏まえ、ＰＥファンドへの公的資金供給の拡大策について検討を行うべきである。

①産業革新投資機構（ＪＩＣ）等を通じた民間ファンドの創出・育成

ＪＩＣ等の官民ファンドの出資機能を強化し、ＬＰ出資や共同投資に一層取り組むことを通じて、国内の企業・スタートアップへの出資を大規模・積極的に行うＰＥ・ＶＣ等の民間ファンドを創出・育成すべきである。

また、民間ファンドの公正価値評価の導入を促すことは、機関投資家等からの投資を呼び込み、資金の量的拡大を図る観点からも極めて重要であり、関係団体と共に積極的に取り組み、投資対象としてのファンドの質を高めるべきである。

②年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）のオルタナティブ投資の着実な推進

ＧＰＩＦは250兆円の運用資産があるものの、オルタナ投資が1.46%しかなく、かつ、その内訳も、海外向けの投資が約9割を占める一方、日本のＰＥファンドやＶＣへの投資は140億円（1%未満）にとどまっている。

このため、ＧＰＩＦのオルタナティブ投資については、オルタナティブ資産の上限（資産全体の5%）に向けて、以下のような取組を着実に進めるべきである。

- ・ポートフォリオのあり方についての検証
- ・運用の高度化・多様化のための体制整備
- ・結果としての日本のＰＥファンドやＶＣへの投資のコミットメント
- ・他の投資家との連携等を通じた投資手法の高度化
- ・これらの取組状況に対する毎年度の適切な評価

③大学基金の運用の高度化

海外の大学基金のように積極的なオルタナティブ投資が促進されるよう、大学独自基金におけるオルタナティブ投資のための指針・運用モデル等の作成やアセットオーナー・プリンシプルの表明など、必要な措置を講じるべきである。

併せて、大学独自基金の運用モデルとなるよう、10兆円ファンドや国際卓越研究

大学においても、着実に運用高度化の取組を進めるべきである。

加えて、基金運用の裾野を拡大する観点から、大学基金の造成促進や大学・財団等への寄付拡充の方策について検討するべきである。

（４）農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化と地方の成長

①農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化

農林水産物・食品の輸出・海外進出・インバウンドの３つの好循環の実現に向けて取り組むべきである。

農林水産物・食品の輸出は、昨年１兆５,０００億円を初めて超えた。２０３０年５兆円に向けて、マーケットイン・マーケットメイクの観点から、新市場の開拓等による「海外需要の拡大」と、輸出産地の育成等による「供給力の向上」とを車の両輪で進めるべきである。販路開拓に当たっては、我が国の強みであるコンテンツとの連携を強化するなど、日本食・食文化を効果的に発信すべきである。あわせて、食料安全保障の確保に向け、品種保護を徹底しつつ、産官学の連携の下、優良な新品種の育成・普及を推進していくための法制度の検討を行うべきである。

また、この１０年間で３倍以上に増え、世界中で１８万店以上の日本食レストランを支えるのが、質の高い日本産食材である。こうした食品産業の海外展開は、日本産食材の輸出のみならず、現地での日本食・食文化の浸透にもつながる。在外公館も活用し、輸出とあわせて食品産業を海外に更に展開すべきである。

さらに、食を主目的とする訪日外国人観光客が、日本の食をお土産として持ち帰る事例も数多く見られており、こうしたインバウンドを契機とした日本食のファンづくりを加速すべきである。

農林水産物・食品の輸出・海外進出・インバウンドの相乗効果を生み出せるよう、農林水産省を中心に、経済産業省、観光庁、外務省、JETRO、JFODD、JNTOなどの関係省庁・関係機関が連携すべきである。

また、食品のコールドチェーンについては、民間のロットが集まらないとの課題に対応するため、民間で協業して混載するなど、その改善策に取り組むべきである。あわせて、スタートアップの育成や、新たな技術も実装しながら、生鮮品の輸出先の拡大・多角化を図り、強じんな商流・サプライチェーンを構築すべきである。加えて、台湾への船便は１０日から２週間程度で着くものの、通関で最長２か月程度かかるケースもあり、賞味期限の延長等が課題である。例えば、梱包・包材の改善、早期の収穫、消費期限への表記変更など、検討を進めるべきである。

こうした施策の強化を通じて国内の供給力を強化し、食料安全保障の確保を図るとともに、地方の所得向上につなげるべきである。

②農林水産業を通じた地方の成長

農林水産業は地方の成長の根幹であり、食料安全保障の強化のみならず、地方の所得や雇用を生み出す観点からも極めて重要である。

このため、改正食料・農業・農村基本法に基づく初動５年間の「農業構造転換集中対策期間」において、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、生産コストの徹底的な削減に向け、農地の大区画化、農業・畜産業の共同利用施設の再編・集約化、スマート技術開発と生産方式の転換実装等を集中的・計画的に推進し、収益力向上を通じた所得向上を図るべきである。

また、農地の集積・集約化や通信環境を含む基盤整備等を通じた食料自給力の向上、生産性向上等に向けた水田政策の見直し、実情に合ったスマート技術開発等の中山間地域対策、大人の食育推進や国産物の消費拡大、動物検疫の強化、農山漁村と観光業者やスタートアップなどとの「新結合」等を推進すべきである。

さらに、環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、農林水産分野におけるGHG排出削減技術及びそれを後押しする施策をまとめた「GHG排出削減技術海外展開パッケージ」を策定し、海外展開を図ることにより、国際貢献や国際交渉におけるプレゼンスの向上、気候変動に関係する国内産業育成等を進めるべきである。

加えて、林業の成長産業化に向け、今国会提出の改正森林経営管理法案に基づき、森林の循環利用ができる人材・経営体育成と森林の集積・集約化を進めるとともに、林道等基盤整備や再造林、CLTを用いた建築物の低コスト化等による国産材転換、木材利用拡大、担い手の育成、スマート林業、花粉症対策等を進めるべきである。

海洋環境の変化という危機的状況を踏まえ、資源調査・評価の抜本的な強化や、新たな操業形態への転換、未来の漁業を担う経営体・人の確保等の漁業の強靱化を図り、海業の全国展開、漁村環境の保全に向けた漁業者活動の推進、「ぎょしょく」の普及等の海の地方創生を進めるとともに、改正漁業災害補償法に基づく新たな共済方式の実施、スマート水産業、養殖業の成長産業化等を進めるべきである。

(5) コンテンツ産業

アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、世界の人々を魅了して、世界市場の中でも高く評価されている、我が国の誇るべき財産である。実際、コンテンツ産業は、鉄鋼産業や半導体産業より大きな海外売上高を上げており、海外売上は5兆円を超えて、日本の産業の中でも自動車産業に次ぐ存在になっている。また、コンテンツ産業は地域の中に入っているのと同時に、海外の活力を取り込むという観点からも重要である。我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を2033年までに20兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、2033年に20兆円の達成を目標とする戦略策定に対し、確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組むべきである。当該明確化を不断に行いつつ、アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といった主要分野ごとに、5か年程度のアクションプランを策定し、支援策の具体化・強化に取り組み、官民連携による国際展開と競争力強化を推進するべきである。この際、官は環境整備を図るが、民のコンテンツ制作には口を出さないという、官民の健全なパートナーシップの構築を改めて確認するべきである。

① クリエイター・コンテンツ産業に関する司令塔機能の強化

i) 司令塔機能の更なる強化

クリエイター・コンテンツ産業に係る政府の司令塔機能であるコンテンツ産業官民協議会において、官民で進捗状況を共有・確認しながら、PDCAサイクルを回していくとともに、司令塔機能の更なる強化に向けた検討を進めるべきである。

その際、世界に通用するクリエイターは、確実に稼げるとは限らない、実験的なところから作品を作り始めて花開いていく人たちが多くいることを踏まえ、そのような人たちを瘦せ細らせないために、どのような仕組みを官民で作っていけるか、引き

続き官民で検討を深めるべきである。

ii) コンテンツ関連施策の統合・強化と情報発信・相談窓口の一元化

事業者向けの支援を行う経済産業省とクリエイター個人の支援を行う文部科学省の施策について、クリエイター支援基金への統合を更に進めるとともに、その施策を更に抜本強化するべきである。

また、ポータルサイトの構築等による省庁横断的な支援メニュー・相談窓口の一元化、統一的な情報発信に取り組むべきである。

加えて、コンテンツ産業の就業者数、市場規模等の継続的な把握に必要な統計データ等の整備の在り方について検討を行うべきである。

②海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進

i) 海外展開支援の抜本強化（コンテンツ海外展開2.0）

国際映画祭や国際見本市へのジャパンパビリオンの出展支援など、優良なコンテンツや作品の海外での発表機会を増やすべく、取組を強化すべきである。

我が国における主要なイベントの在り方を見直し、我が国のコンテンツの発信だけでなく、世界のコンテンツを評価する枠組みを設け、我が国の市場としての魅力を高めるとともに、音楽・映画のみならず、アニメ分野についても、世界の作品を対象とした顕彰制度の創設を検討すべきである。

海外におけるライブなどのリアルイベントの開催等を通じ、海外のファン層の定着を図るとともに、進出先の規制面等に課題がある場合には、共同製作・相手国との対話等を官としても積極的に進めるべきである。

また、我が国の音楽、アーティストの海外展開を一層促進し、アーティスト等への望ましい対価還元を図るため、「レコード演奏・伝達権」の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み、国際的な著作権制度との調和等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得るべきである。

ii) コンテンツ制作の支援

グローバルに通用する質の高いコンテンツ作品の制作の資金の確保のため、映適の利用拡大等に配慮しつつ、制作会社が自ら資金調達をして行う作品の制作支援を行うべきである。その際、他国で実施されているような開発費に関する税制措置なども参考に予算以外のインセンティブや、製作委員会方式に限らない多様な民間の資金調達手法の多様化についても検討するとともに、コンテンツ制作者とデジタルプラットフォームとの契約の透明化や改善に向けた制度整備も含めて検討すべきである。

映像上の背景や建築物等のデジタルアセットの制作とそのアーカイブ化の促進、不足する撮影スタジオの民間整備、コンテンツ産業におけるAIの利活用の在り方の検討、グローバルに伍するための高機能かつ先端的な技術（4K設備・VFX等）の活用支援を強化するとともに、多様なIP創出に向けた企画・開発段階での支援、海外に遜色ない水準でのロケ撮影等の誘致の支援に取り組むべきである。

国内映像制作会社等の税負担実態や主要国におけるタックス・インセンティブの現状等について把握し、映像産業の効果的な支援策の在り方を検討すべきである。

2022年度の我が国のコンテンツ産業の海外売上げにおいて、ゲーム産業はその約6割の2兆7780億円を占めている。他方で、高度化したゲーム機能の開発費の高騰

や、開発人員が不足していること等が大きな課題であり、その対応を進めるべきである。

具体的には、グローバル競争が激化するゲーム産業の成長を後押しするため、海外市場を見据えた大型タイトルや新規IP創出に対し、制作費の一部を直接的に支援する補助制度を創設・拡充すべきである。また、諸外国において導入されているゲーム産業特化の支援策等を参考に、我が国において国際競争力の強化と輸出拡大を図るための方策を検討するべきである。

成長著しいゲーム産業におけるグローバル市場への対応を加速するため、世界で通用する高度なクリエイティブ・技術人材の育成と確保を強化する。現在5.8万人が就業し、2.8兆円の年間外貨売上を生んでいるが、2033年に11.9兆円の外貨獲得を目指すには、約4万4,000人の追加人材が必要との試算がある。これを踏まえ、学校教育段階からの体系的な人材育成や、民間企業・海外企業との人材競争に対応する施策を戦略的に推進すべきである。

コンテンツ産業のグローバル競争力を強化するため、ゲームを含む日本発コンテンツの海外展開を支援し、売上シェアの拡大を図るべきである。重点戦略国・地域においては、韓国KOCCAのような海外展開支援機関を参考に、現地ニーズを踏まえた支援体制の整備を進め、JETRO等の出先機関の機能強化、迅速な現地対応が可能な海外拠点の設置を含め、マーケティング・広報・ローカライズ支援を総合的に展開する。あわせて、現行の映画やアニメなど映像コンテンツ中心の海外展開促進事業（例：J-LOX+）について、適用範囲が狭く10%ほどしか利用されていないゲーム分野への適用拡充を図るべきである。

また、ゲーム開発に必要な機能を提供するソフトウェア「ゲームエンジン」の代表的な開発・提供は海外企業が中心となっており、技術や制作ツールの優位性も海外企業に主導されている。日本のゲーム産業の優位性を確保するためにも、独自エンジンを開発している日本のゲーム会社を後押しし、さらに高度な次世代ゲームエンジンの開発を目標に大学院や企業が連携してプログラム開発を行うべきである。

さらに、日本eスポーツ連合や自治体を中心としてeスポーツの取組の充実を図るべきである。

iii) 諸外国に対する日本発コンテンツの更なる展開

日本貿易振興機構（JETRO）の海外事務所について、コンテンツ専門人材の採用・配置を強化し、事業者の海外公演等のサポートを充実すべきである。

東京国際映画祭における映画人の交流のためのアジア交流ラウンジを含め、国際交流基金による支援や在外公館等を活用した日本発コンテンツの魅力発信強化及びネットワーク構築を進めるべきである。

我が国の放送番組の海外配信機能強化に加速して取り組むとともに、マンガを含む活字コンテンツについて、海外での評価形成基盤の構築を進めるべきである。

同時に、二国間・多国間による協力体制を構築の上で、デジタルコンテンツ・グッズ類の海賊版対策を進めるとともに、国内権利者の権利行使の実行支援や国際的な海賊版対策のための普及啓発、AIを活用した実効性の高い海賊版対策の在り方について検討を行い、必要な措置を講じるべきである。

iv) 将来のクリエイターの育成と次世代のクリエイターのための基盤整備

各地域において、子供たちの体験機会を充実させるとともに、映像リテラシーを

学び、映像文化の発信拠点であるミニシアターについて、我が国の映画文化を維持していく観点からも、その設備更新に係る支援を行うべきである。

漫画・アニメ等のメディア芸術における国による振興拠点の整備を行うメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に基づき、漫画・アニメ等のデジタル・アーカイブを含めた保存活用に関する調査研究、人材育成、海外の代表的な美術館等との交流、国際的な情報発信等を行う我が国の「ハブ」となる拠点の更なる整備を推進するべきである。

放送から配信への視聴環境の変化も踏まえ、放送業界のビジネスモデル変革を進めるため、官民連携した協議会を組成し、アクションプランとしての放送コンテンツ産業競争力強化促進プラン（仮称）を定め、グローバルに通用するコンテンツ製作や海外展開等に取り組み、その中で、コンテンツビジネスに特化したプロデューサー等の高度な専門人材の育成を図っていくべきである。

「クリエイター支援基金」を活用し、大学・専門学校等における業界スキルの可視化・標準化のためのカリキュラム作成を進め、グローバルに活躍する高度専門人材を育成・確保するとともに、オープン教材の開発・導入、指導者研修等を全国の大学・専門学校等へと展開し、質・量ともに圧倒的に不足するクリエイター、技術職、スタッフなどの中核的専門人材を育成・確保するべきである。あわせて、コスプレイベント等、地方で広がる多様なリアルイベントを海外からの観光客誘致へと繋がるよう官民連携して支援すべきである。

v) コンテンツを通じた地域振興

先進的な取組を行う地方自治体による新地方創生交付金の活用を促進する。

フィルムコミッション（FC）、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたハンドブックについて、英語版パンフレットを作成し、海外にも発信するべきである。加えて、地方のストーリー・産品を活用した「聖地」づくりを促進し、その優良事例については、表彰制度を創設すべきである。

③クリエイターが安心して持続的に働ける環境等の整備

現場で働いているスタッフがきちんと生活ができるという下支えがあって初めてクリエイターが成長する。その生活が安定し、適切な取引関係や労働時間が遵守される環境の整備に取り組むべきである。

i) 優越的地位の濫用防止等と取引適正化

実演家等が働きやすい環境を作るためには、取引慣行を是正していくことが不可欠である。2024年に行った音楽・放送番組の分野の取引慣行等の実態調査を踏まえ、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、独占禁止法上の考え方を明確にする指針の作成を行い、関係省庁が連携してその指針の周知徹底を図るべきである。

映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、2025年から行っている映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査について、年内に完了し結果を公表するべきである。その調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針の策定を行うべきである。

また、昨年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」の周知を徹底するとともに、クリエイターが契約・活動に関するトラブル

を無料で弁護士に相談できる「文化芸術活動に関する法律相談窓口」等の体制を強化すべきである。

ii) 就業環境の整備の促進

クリエイターが創造性を最大限発揮していくためにも就業環境の整備を官民一体となって協力を推し進める必要がある。

国内映像制作等に関する事業者向け支援について、映画業界における関係団体により設立された日本映画制作適正化機構に係る取組や労働基準法の準拠等を加算又は要件とするなど、支援事業の在り方を見直し、改善を図ることで、業界における自主的な取組を支援するとともに、クリエイター支援基金を活用した就業環境の改善に向けた取組を進めるべきである。

急速に成長するアニメ産業において、質の高いアニメーションが持続的に制作されるよう、映画業界が作成したガイドラインを参考に、クリエイター等の就業環境が適切に提供されている作品を認定する枠組み（アニ適）の創設に向けた取組を支援するべきである。

④文化・芸術

国際的なアートフェアの誘致に加え、文化財の強靱化や官民連携による高付加価値化を進めていくべきである。

(6) G X

我が国の固有事情を踏まえ、S + 3 Eの原則の下、あらゆる選択肢を追求していくことを大前提に、再エネを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくべきである。特に、D XやG Xの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが我が国の産業競争力に直結する状況であり、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用していくべきである。こうした考え方のもとで本年2月に閣議決定した「G X 2040ビジョン」、「第7次エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」を一体的に遂行しながら、政策の具体化を進め、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す取組を加速していくべきである。

また、市場のライフサイクル全体で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を産官学で連携して進めるべきである。

①2040年を視野に入れたG X・エネルギー政策の展開

D XやG Xの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況にある。データセンター等大規模需要の省エネを推進するとともに、データセンターの適地誘導等につながる電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）、系統整備に係る費用の公平性確保等のための仕組みや発電や送配電などの電力分野における脱炭素投資に向けた事業環境整備やファイナンス円滑化の方策等を検討するべきである。

また、G X投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響、技術開発の動向なども踏まえて、必要な見直しを効果的に行ったうえで、民間事業者の予見性を高め公正な移行の観点を踏まえてG Xを推進し、10年間で、20兆円規模の先行投資支

援策により150兆円規模の官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシング構想を実行していくべきである。

あわせて、革新的なエネルギー技術について、明確な国際戦略を産学官で共有しながら開発を加速させ、非連続なイノベーションと早期の社会実装を実現させていくべきである。

上記のような観点も踏まえ、以下のような取組等を推進するべきである。

- ・再生可能エネルギーの導入拡大
- ・洋上風力の導入拡大
- ・地域と共生した再生可能エネルギーの普及
- ・系統整備と蓄電池等の促進
- ・原子力の活用
- ・水素の活用等
- ・石油・天然ガス、重要鉱物等の資源の安定供給確保
- ・事業者間連携の促進
- ・次世代航空機等のモビリティ関連の脱炭素化

②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展

i) G×経済移行債の活用

G×経済移行債について、G×2040ビジョンに定める投資促進策の基本原則に基づき、技術や市場の見通し、事業の効果などの要素を検討するとともに、G×投資を促進していくべきである。また、世界初のトランジション・ボンドとして発行したクライメート・トランジション・利付国債については、世界のトランジション・ファイナンス市場の拡大に向けて安定的に発行を継続するとともに、資金充当レポートやインパクトレポートの発行などを通じ、市場からの信頼性を高めていくべきである。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、グリーンイノベーション基金事業における更なる取組を進め、当該事業におけるプロジェクトの成果を最大化していくため、引き続き、グローバルな競争の動向を捉えるとともに、それらの分析や外部有識者の意見等も踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しを行っていくべきである。

ii) 成長志向型カーボンプライシングの具体化に向けて

G×2040ビジョン等に基づき、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028年度からの化石燃料賦課金の導入等、成長志向型カーボンプライシングの具体化、CDR等の取組からのクレジット創出に必要な制度整備を進めていくべきである。

iii) 地域・暮らし、中小・小規模企業を含めたG×推進

脱炭素先行地域を少なくとも100地域選定し、2030年度までに実現するとともに、地方創生と脱炭素を同時に実現する地域脱炭素の加速化に向け、人材、情報・技術、資金の面から地域の取組を積極的に支援するべきである。また、水素技術、熱の脱炭素化、VPP等の新たな技術等を地域において面的に導入する新たなモデル（地域G×イノベーションモデル）の構築を検討するべきである。さらに、地域脱炭素の加速に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の活用に関するインセンティブ強化や、地域エネルギー会社（日本版シュタットベルケ）による地域共生型・地域裨益型の再生可能エネルギーの導入拡大や地産地消を推進する

仕組みについて検討するべきである。

家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入、電動車の購入に対する支援、さらにはZEH・ZEBの支援等、「くらしGX」に係る支援を進めるとともに、今後のZEH・ZEH-Mのあり方に関する議論を実施するべきである。長期にわたり利用が予想される医療・介護施設については、環境負荷が低減された施設になるよう、支援の在り方について今後検討を行うべきである。

また、中小企業を含めたバリューチェーン全体の脱炭素化を後押しするとともに、その結果生み出される脱炭素に資する製品・サービスの消費者に対する分かりやすい表示の在り方の整理や、当該製品・サービスについて消費者の需要を喚起するためのインセンティブ付与を行うべく本年度中に検討を行うべきである。

iv) GX分野のスタートアップ支援とファイナンス支援の強化

GX分野のスタートアップ育成のため、事業化に向けた一気通貫の支援や、国内かGXスタートアップの創出へ向けた案件の掘り起こし、株式会社脱炭素化支援機構(JICN)によるリスクマネーの供給等の支援を行うべきである。また、昨年設立したGX推進機構において、GX事業の債務保証、出資等の金融支援を進め、民間金融機関等が真に取り切れないリスクの補完を行うべきである。

v) AZECの活用等による世界の脱炭素化への貢献

AZECについて、昨年10月のAZEC首脳会合で採択された「今後10年のためのアクションプラン」に基づき、①脱炭素化に資する活動を促進するルール形成等の「AZECソリューション」の推進、②排出量の多い電力・運輸・産業分野の脱炭素化に資するイニシアティブの始動、③個別プロジェクトの更なる組成と実施を図るべきである。このため、国際的な対話の枠組みを通じて、温室効果ガス排出量の可視化や質の高い炭素市場の構築等に関するルール形成を進めていくべきである。また、ERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）内に設置された「アジア・ゼロエミッションセンター」をプラットフォームとして更に充実させることにより、グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金も活用しながら、LNG、水素、アンモニア、送電網、重要鉱物、CCUS、原子力発電など、二国間案件や官民による具体的なプロジェクトにおいて積極的かつ着実に成果を創出していくべきである。また、それらの成果についてプロGRESSレポートを発出し、AZECの意義やERIAの有用性を積極的に国内外に情報発信するべきである。2050年までにアジアにおけるゼロエミッションを実現するには4000兆円の投資が必要であるとの指摘があることも踏まえ、AZECの意義とともに、AZEC構想に基づくアジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を、ASEANと連携し、国内外において一層定着・発信することを着実に実施していくべきである。また、経済成長と脱炭素を両立させていくためには、スタートアップの技術・イノベーションを活用することが必要不可欠であり、ERIAにおいては、GX分野やASEANの社会課題解決に資する分野も含めたスタートアップのプラットフォームとして更なる充実を図るとともに、日本のスタートアップも含めたビジネスマッチングや事業創出を進めていくべきである。加えて、各国の政策の進捗をフォローする仕組みを創設するとともに、イニシアティブの具体化に向け、3分野の各国実務者による政策対話を進めるべきである。また、JBICも含めた国内金融機関や事業会社等の実務者による議論や、アジア開発銀行（ADB）、国際エネルギー機関（IEA）等との連携を踏まえ、「アジア・トランジション・ファイナンス・ス

タディ・グループ（ATFSG）」等を通じて、アジアのトランジション・ファイナンス推進に向けた国際的な議論や取り組みを加速し、国際的なルールメイクへの発信を行うべきである。

さらに、都市間の連携や二国間クレジット制度（JCM）等に基づく協力を拡大し、世界の排出削減・吸収に最大限貢献していくべきである。JCMについては、改正温対法に基づいて本年4月に発足した指定実施機関のもとで手続きの迅速化を図るとともに、JCMプロジェクトのスケールアップ、クレジット発行の加速、分野・領域の拡大に取り組むべきである。JCMの案件形成に当たり、都市間の連携を促進し、地方自治体等のコーディネートの下での地域の中堅・中小企業の海外展開を後押しするべきである。JCMクレジットの創出に必要な手続きの簡素化を進めるとともに、衛星技術を活用した排出量算定等も検討するべきである。こうした方向性を、本年夏を目途に「環境インフラ海外展開基本戦略」を改定して位置づけるべきである。

③循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に貢献しつつ、地域を豊かにし、競争力強化や経済安全保障にも資する。「第5次循環型社会形成推進基本計画」や循環経済に関する関係閣僚会議で決定した「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づき、以下の取組を通じ、政府一体で循環経済への移行を国家戦略として推進すべきである。

い）地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

サーキュラーパートナーズを活用し、ビジョン・ロードマップの策定と実装を行い、地域循環モデル構築に向けた実証・実装の取組を進めるべきである。さらに、国際標準化や国際連携を進めるための枠組みを設置するべきである。

全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」を活用した自治体・企業・スタートアップ等のマッチングや、これと連携したモデル実証、中核人材育成、技術実証・設備投資の促進、市町村の施設整備等の支援を通じ、資源循環ビジネス創出を支援するべきである。あわせて、自治体の主導の下、地域の民間事業者との官民連携により地域の未利用資源の再資源化等を推進する事業への支援を検討するべきである。

第2次食品ロス削減推進基本方針を踏まえフードテックの促進等を図るべきである。リユース・リペア・シェアリング等の展開支援、繊維・アパレル産業の情報開示や標準化を含めた環境配慮設計の推進等によりサステナブルファッションを進めるべきである。使用済み紙おむつの再生利用ガイドライン改訂等を通じ事業者の取組を支援するべきである。

バイオマスや再生可能エネルギーを農地や農林漁業関連施設等で循環利用する農林漁業循環経済地域を全国に創出し、資源・エネルギーの地産地消を推進するべきである。また、中高層建築物等への木材利用拡大や改質リグニン等の新素材の技術開発・実証、省力・低コスト造林による再造林の加速化等を通じ、森林資源の循環利用を図るべきである。

建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルや需要拡大のための取組を推進するとともに、建設発生土の有効利用や適正利用を進めるべきである。

保健・医療・介護分野における廃棄物をサーキュラーエコノミーに組み込むための議論をすべきである。

持続性・流通性の高い住宅市場の形成及び空き家の適切な管理や活用を図る。また、インフラ長寿命化のため、「予防保全型」メンテナンスへの転換を加速化すべきである。

CE コマースビジネス（シェアリング等の効率的物品利用）を促進する。リユース市場拡大に向け、ビジネスモデル創出、適正業者の発展等の環境整備に取り組むべきである。

ii) 国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

国内における再生材の需要と供給を喚起するため、再生材の利用拡大を図る計画策定や定期報告の義務付けや、トップランナー認定制度の創設等に取り組むとともに、再生材利用や環境配慮設計の促進等に必要な技術開発・設備投資の促進や、効率的な回収・選別システムの構築と制度見直しを検討するべきである。

使用済太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための制度を検討するとともに、環境整備を進めるべきである。

再資源化事業等高度化法等による、製造業等と資源循環業の先進的な連携事業の創出とともに、再資源化事業の高度化に向けた技術開発・設備投資を促進するべきである。

「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」を通じ、自動車製造業への再生プラスチックの安定供給を実現するための検討を進めるべきである。

素材情報等を事業者間で共有する情報流通プラットフォームに関し、ウラノス・エコシステムにおける取組として、化学物質管理を行うシステムを2025年度から段階的に社会実装を行い、ユースケースの拡大に向けた検討を進めるべきである。

各種の循環資源を活かした資源循環業から製造業への再生材供給サプライチェーン強靱化に向け、課題分析や解決策の検討を深め、適切な支援策につなげるべきである。さらに、資源循環ネットワーク・拠点の戦略的構築のため、拠点港湾の選定・整備を進めるとともに、立地や物流の合理化・効率化を後押しする制度的措置の検討を進めるべきである。金属スクラップ等を不適正に保管・処理するヤードに対する規制を強化するべきである。

ASEAN の電子スクラップ等のリサイクル法令整備等の支援を通じ、日本企業が当該国由来の電子スクラップ等をリサイクルする体制を整備しつつ、協力枠組みを自動車や蓄電池等の他の循環資源に拡大することを目指すべきである。

資源循環業界と連携し、資源循環の高度化を進めるため担い手及び高度人材確保に取り組み、同分野を育成就労制度・特定技能制度の対象とする検討を進めるべきである。

民間金融機関や、日本政策投資銀行、国際協力銀行、脱炭素化支援機構（JICN）等と各種取組において連携し、循環経済への移行に向けた民間投資の促進を図るべきである。

WBCSD によるグローバル循環プロトコル（GCP）の年内の開発に日本企業の強みを適切に反映する観点も踏まえつつ貢献するべきである。翌年以降の改定に向け、セクター別情報開示ガイダンスの草案等の開発を進め、国際標準化戦略を本年度中に策定するべきである。

④ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換

ネイチャーポジティブな経済・社会への転換に向け、自然資本投資による企業価値向上が図られるようロードマップを策定し、自然関連財務情報開示促進、ネイチャーファイナンス拡大を進め、さらに自然関連領域の国際標準化に取り組み、企業の競争力維持・強化を図るべきである。また、生物多様性価値の取引制度を目指した価値評価手法の検討を開始するとともに、そのデータ基盤を充実させ、地域の自然資本の協働管理を進めることで、企業と地域の価値向上につなげるべきである。

(7) DX (AI・半導体等)

①AIイノベーション促進とリスク対応の両立

生成AIは社会経済システムに大きな変革をもたらす一方で、偽・誤情報等や偏見の助長等の様々なリスクも指摘され、AIのイノベーションやAIを活用した様々な分野のイノベーションの促進とリスク対応の両立が必要である。「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」の早期成立を図るとともに、同法に基づく戦略本部の設置、基本計画の策定等を円滑に実施しながら、AIの研究開発・活用の推進、計算資源・情報通信基盤・研究データ基盤等の整備、AIの開発・活用の適正性の確保、AI関連人材の確保、国際的協調の推進に取り組むべきである。

i) AIの研究開発の推進

AI for Scienceの加速、2030年頃までのポスト「富岳」の速やかな開発・整備、AI半導体等の省エネ技術の研究開発・社会実装等を進めるべきである。

AIモデルのマルチモーダル化、AIロボット等のフィジカルAI研究開発・実証・実装等を進めるとともに、関連スタートアップ等を支援すべきである。

ii) 計算資源・情報通信基盤等の整備

研究データ基盤や計算基盤等の施設・設備等の整備や共用、効率的な電力・通信インフラ（ワット・ビット連携）、データセンターの整備を加速すべきである。

質の高い日本語データの整備・拡充や未利用データの活用等に加え、日本の文化・習慣等を踏まえた信頼できるAI開発・評価の推進・活用を進めるべきである。

iii) 社会実装・活用の推進

政府や地方自治体等によるAI活用をAIの社会実装の起点とするため、デジタル庁は、政府等の行政現場でのAI利用環境（ガバメントAI）の提供や利用を通じたAI機能高度化を推進すべきである。

iv) AIの開発・活用の適正性の確保及び調査研究

不正目的のAI開発実態の分析・対策を含めて、事業者等の研究開発や活用の実態調査等を行うとともに、AIの安全性に関する研究開発等を推進すべきである。

AIセーフティ・インスティテュート(AISI)は、関係省庁・機関等の協力を得て、AIセキュリティの調査・分析、検証ツール開発等を進めるべきである。

各府省にCAIO(AI統括責任者: Chief AI Officer)を設置し、政府全体で適切にリスクを管理する仕組みを整えるべきである。

v) A I 関連人材の確保・育成と教育振興

国民がA Iのメリットを享受できるよう必要な知識を浸透させる教育の振興や、学生を含め若手研究者・エンジニア人材の育成、大学・研究機関等の緊密な連携やA Iの透明性・信頼性を確保する産学官ネットワーク構築を支援すべきである。

vi) 国際的協調の推進

広島A Iプロセスフレンズ・グループの活用やG P A I（A Iに関するグローバル・パートナーシップ）等の活動を推進しつつG 7を超えて開発途上国との連携を強化し、安全、安心なA Iの実現に向け、国際的なルール形成を主導すべきである。

②半導体投資

半導体は、高性能化・低消費電力化により、高度・高速・省電力での計算が可能となる。2030年度までの7年間で10兆円以上の公的支援を行う「AI・半導体産業基盤強化フレーム」も活用しつつ、投資支援を確実に実施すべきである。

我が国のスピード感ある支援策や、充実した半導体関連サプライチェーンは国内外から評価され、我が国への積極的な投資意欲を高めている。先端半導体の安定供給確保のための国内生産拠点整備支援を通じて投資判断を後押しし、支援を行った拠点での生産も進めるべきである。

ラピダス株式会社の次世代半導体設計・製造拠点では、パイロットラインの立ち上げが開始された。更なる製造技術の高度化や独自の搬送システム、生産管理システムの開発を進めるべきである。また、改正した情報処理の促進に関する法律の規定に基づき、次世代半導体の量産に取り組もうとする事業者に、出資等の金融支援を講じるべきである。

加えて、次世代半導体等の利活用促進に向けた半導体設計開発支援や、次世代半導体の高度化に資する装置・素材などの周辺技術開発支援、それらを担う高度人材育成なども実施すべきである。

従来型半導体・先端電子部品及びその製造装置・部素材等の安定供給確保も、経済安全保障上の重要性は極めて高く、国内生産拠点整備支援を行うことで、半導体製造業者による投資判断を後押しするべきである。

加えて、工業用水や道路等の必要なインフラ整備と製造現場等に必要な半導体人材育成を加速するべきである。

これらを通じて、2030年に国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）の15兆円超え、2030年に国内で先端電子部品を生産する企業の合計売上高の3兆円超えを実現させる。

③デジタル基盤の整備

情報通信産業は戦略基幹産業であり、安全保障面からも重要である。その国際競争力を強化し、自律性の確保が必要な領域と将来における不可欠性の獲得が期待される領域を重要領域として取組を推進するべきである。

具体的には、ポスト5 Gの情報通信システムの開発を進めるとともに、オール光ネットワーク・モバイル等の次世代情報通信基盤（Beyond 5G）や HAPS（高高度プラットフォーム）、我が国事業者が主体的に関わる低軌道衛星通信サービスの実現に向け、研究開発や国際標準化、テストベッド整備を含む中長期的な導入支援等を進めるべきである。

また、異なるベンダの機器を自由に組み合わせられる基地局システム（オープン RAN）市場の形成に向け、研究開発や海外展開を後押しするべきである。

我が国の国際通信の 99%が経由する海底ケーブルについて、経済安全保障の観点から、自律的な生産・敷設・保守の体制を確保するべきである。

④サイバーセキュリティ

IoT製品に関する「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」について、早期の政府調達への要件化を通じて、同制度の普及を図るべきである。模擬プラントの整備、大規模演習環境の構築を通じて、高度化するサイバー攻撃に対応できる高度な専門知識・技術を有した人材の育成、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及や見直しを通じた中小企業への支援を進めるべきである。

また、「サイバーセキュリティ産業振興戦略」に基づき、政府機関等におけるスタートアップ製品・サービスの積極的な活用や信頼性の高いサービス提供事業者の認定制度の整備、研究開発プロジェクトの拡充に向けた検討等を着実に実施すべきである。併せて、未知の脅威情報や脆弱性を検知する国産ソフトを開発し、政府端末等へ順次導入を図るとともに、情報収集やAI活用による高度分析の結果の民間活用により、国内ベンダによる製品化を加速させるべきである。

⑤データ利活用の推進

AIの「燃料」となるデータが事業者等の壁を越えて広く生成・利用されるデータ駆動社会を実現するため、欧米の制度も踏まえつつ、また、プライバシーや知的財産保護、安全保障といった観点にも留意し、横断的な法制度の在り方、個人情報保護法のアップデートの在り方、デジタル公共財の整備について6月に基本的方針をまとめるべきである。また、横断的な法制度については、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指すべきである。

医療データについて、同意に依存せず、創薬等に円滑に利用できる法体系構築に向け検討年限、役割分担等の具体化を検討すべきである。金融データについて、個人が自らの家計のストック・フローを容易かつ安全に把握できるよう、利用者起点で取組を推進すべきである。教育データについて、認証基盤の整備、学習データの標準化等の課題を検討すべきである。産業データのサプライチェーンを通じた連携に必要なトラスト確保等に取り組むとともに、官民協議会を設立し、ユースケースの創出を通じデータ連携エコシステム形成を進めるべきである。

データ政策の司令塔として、デジタル社会形成を担うデジタル庁がその役割を担うべきである。必要な人材の集結など体制を強化し、データ利活用を促進する制度・アーキテクチャ等の検討や各府省庁への規律付け等を通じて、戦略的にデータ政策を推進するべきである。

⑥マイナンバーカードの普及・利活用推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、その本人確認・認証機能を活用することにより、行政においては、スマートフォンから一人一人に寄り添う公共サービスをプッシュで実現する「オンライン市役所サービス」や安全に持ち歩いて様々なサービスを利用できる「市民カード化」を推進するとともに、民間サービスにおいても、例えば、エンタメ領域においてチケ

ット購入時と会場入場時の本人確認ツールとして利用し、不正転売を防止するといった、なりすましのないサービス、簡単・迅速・安価な手続など、新たなサービスの創出につなげるべきである。

⑦デジタルガバメントの推進

国においては政府情報システム全体の最適化を進めるために、費用対効果の「見える化」をさらに進める。また、自治体の窓口業務・行政手続のデジタル化やガバメントクラウドのような国と地方が共通して利用可能なデジタル基盤の整備を進め、2027年度末までに340自治体においてオンライン申請やワンストップ窓口等の改革の取組を実施するべきである。

また、自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して開発した共通システムを幅広い自治体が利用する仕組みを広げる。基幹20業務に係る情報システムの標準化に取り組むとともに、入札参加資格審査システムなど2025年度決定分の11の業務・システムの共通化、2025年度以降の新たな共通化の対象の選定等を行うべきである。

⑧ウラノス・エコシステムの推進

自動車・蓄電池分野における電池パスポートの実現、自動車1台分のライフサイクル全体でのCO2排出量可視化、サーキュラーエコノミーにおける製品含有化学物質情報管理システムの開発・実証等、ウラノス・エコシステムにおける具体的な事例（ユースケース）の創出や取組の拡大、グローバルでの連携を進めるべきである。

⑨web3

NFT等のトークンを活用し、異なる場所の人と人をつなぎ、地理的な制約を超え、地方に眠る価値のグローバル価格への引き直しの実現を図るため、NFT等web3を含む技術領域に関して安全・安心な環境整備のための基準の整備等を進めるべきである。

暗号資産等のweb3ビジネスの健全な発展は、わが国が抱える社会問題を解決し、生産性の向上に寄与する。また、ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、デジタルエコノミーの進展にもつながり得ると考えられる。投資家においても、暗号資産はボラティリティが相当程度高いものの、オルタナティブ投資の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象となることも期待される。

こうした観点から、諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行うべきである。

⑩光ファイバ・5G等のデジタルインフラの整備

5G等の整備について、5Gならではの高品質サービスの普及を図るとともに、非居住地域を含めたニーズに応じた柔軟な基地局整備、その強靱化を促進するべきである。光ファイバの整備、公設光ファイバの民設移行支援、BBユニバーサルサービスの確保と併せて海底ケーブルの整備を図るべきである。

併せて、防災、農業、インフラ点検等の地域課題の解決に資するデジタルインフ

ラ活用ソリューションの創出・実装を推進するべきである。

⑪建築・都市のDX

BIMによる建築確認、PLATEAUの整備都市の拡大と社会実装の深化、国土数値情報や地籍の整備等から得られる地理空間情報を、位置情報の付与手法の検討を進める不動産IDを介して連携させる建築・都市のDXを推進するとともに、その海外展開を図るべきである。また、日本の持続的な成長や災害からの迅速な復旧・復興等に資するデジタル公共インフラとしての国土情報基盤の整備・強化等を推進するべきである。

⑫DXの面的な推進

物流、農林水産、建設分野などの幅広い分野の生産性向上や、防災・災害復旧や海洋政策の高度化といった我が国の社会課題の解決や、それに伴う新ビジネスの創出を通じた新たな経済成長を生み出すためには、ドローン、自動運転、ICT建機・農機、AUVなどの各分野の新技术を支える共通基盤であるG空間情報の充実や利活用を進めるとともに、正確なG空間情報をもたらす礎となり、我々の多様な社会経済活動を支える電子基準点や電子国土基本図の3次元化などの国土情報基盤の整備・更新を強力に進める必要がある。

さらに、これらの共通基盤の上でDXを面的に進める観点から、広域・横断的・総合的に、G空間情報や国土情報基盤を活用した新技术の社会実装を強力に推進すべきである。

(8) 経済安全保障等の投資の強化

経済・技術面での大国間競争の激化が産業・技術基盤の囲い込みを加速させている状況を踏まえ、我が国の自律性と不可欠性を高める経済安全保障政策を一層推進するために、産業・バリューチェーンの強靱化や技術優位性強化と社会実装を通じた課題解決、技術流出対策等の取組を進めるとともに、官民が連携し脅威・リスクを分析する経済インテリジェンス機能の強化を図るべきである。また、国際環境と技術革新の地殻変動を機会と捉え、経済安全保障推進法の抜本的見直しを含めたあらゆる施策を講じていくべきである。

①イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進

国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行うべきである。

②バイオ産業

バイオものづくりについて、商用利用に向けた技術開発・実証を進めるとともに、需要創出のための安全性評価等のルール整備等に取り組むべきである。また、バイオ分野のインキュベーション拠点を整備・拡充し、米国等に進出するスタートアップが現地のエコシステムとネットワークを構築することを支援するべきである。

③蓄電池

蓄電池産業戦略に基づき、2030年に向けた国内外の蓄電池・部素材・製造装置の製造基盤の更なる拡大及び2030年頃の本格実用化に向けた全固体電池の研究開発を進めるとともに、安心・安全で持続可能な蓄電池のサプライチェーン全体の強化並びに有志国間の連携及び海外展開等に取り組むべきである。

(9) 健康・医療

○2050年に向け100兆円マーケット創出へ

ヘルスケアは、グローバルでは成長が目覚ましい市場であり、日本国内でも、公的保険外のいわゆるヘルスケア産業（予防、健康増進、検査、食、データインフラ等）で現在約30兆円、公的保険の約45兆円を合計すると、約75兆円の規模にのぼる。イノベーション促進、規制緩和、投資等の環境整備を通じ、フロンティアを開拓し、継続的な成長を遂げるエコシステムを形成する必要がある。

一方、ヘルスケアには、①国民に質がわかりにくく、消費者トラブル等の防止に向け質の見える化・確保が必要、②イノベーションが公的保険適用される場合、国民の保険料負担等にも配慮する必要等の特性があり、健全な成長促進が求められる。

これらを踏まえ、公的皆保険（約45兆円）の持続可能性を確保しつつ、2050年に向けヘルスケア産業を現在の約30兆円から約80兆円規模に向け成長させることにより「100兆円ヘルスケアマーケット創出」を目指し、必要な改革を行うべきである（『ヘルスケア・トランスフォーメーション(HX)』）。

①成長の加速化

i) ヘルスケアスタートアップの育成

○「オープンイノベーションエコシステム」の拠点化—『HX拠点』の推進

官民協働の持続的な創薬基盤整備や、医療機器創出のための実証基盤、有望なシーズの実用化支援の仕組みの構築及びイノベーションの加速と産業競争力の強化のための人材確保に向けた検討を行うべきである。ヘルスケアスタートアップ社会実装推進拠点に関する取組を推進するほか、医療機器分野では、スタートアップとグローバル展開を担う既存企業との連携及び早期から米国市場など国際展開を視野に入れた取組促進や臨床試験への支援拡充等によりイノベーション創出と事業化を促進するべきである。

○一元的相談窓口の新設、伴走支援の強化、CARISOの新設

令和6年6月に取りまとめた「ヘルスケアスタートアップの振興・支援に関するホワイトペーパー」の25の最終提言を着実に実施するべきである。具体的には、ヘルスケアスタートアップの相談窓口（MEDISO・InnoHub）の伴走支援の取組を推進するべきである。また、将来的な海外展開を視野に入れた早期からの支援に必要な人材の確保や海外VCとの連携など必要な体制を確保するべきである。海外アクセラレーションプログラムへの派遣を継続するべきである。また主要国・地域に、現地の医療・薬事制度やビジネス展開に関する相談に対応できる人材を配置するべきである。

また、介護テックスタートアップを支援する一元的相談窓口として、MEDISOを参考に、CARE Innovation Support Office (CARISO) を早期に立ち上げ、介護テクノロジーの研究開発から上市までの各段階の課題等に対する総合的な支援を実施する

べきである。かかる支援機能についてスタートアップ視点でのフィードバックを収集し、さらなる機能改善を継続的に行う仕組みを構築するべきである。

○起業・インキュベーション機能支援

日本のインキュベーターが海外のインキュベーターからノウハウやネットワークを獲得できる海外展開支援プログラムを推進するべきである。医療・介護分野におけるヘルスケアスタートアップの製品・サービスの導入と海外展開を支援するべきである。スタートアップの製品等の開発・事業化の障害となっている制約の緩和を、ユーザーに新たな選択肢を提供できる観点からも図るべきである。

ii) ヘルスケアへの投資拡大

実用化に向けた研究開発段階や、上市後の社会実装段階、量産化段階における支援の強化に向け、国内VCマーケットの育成、海外VCとスタートアップとのネットワークの促進等を行うべきである。国内アカデミア・スタートアップによる英語ピッチイベントへの海外VC招致や、労働力人口減少を解決する製品の開発、医療機関への導入を進めるべきである。これらの支援が結果として大手企業等によるM&Aなどの民間投資につながるよう取り組むべきである。

iii) テクノロジー活用（予防・健康づくり等）

○デジタルヘルスサービスの社会実装の促進

国民の主体的な予防・重症化予防・健康づくり、データヘルスの推進のため、民間PHR（Personal Health Record）をはじめとしたデジタルヘルスサービスの社会実装に向け、インセンティブ制度との連携や健康経営の更なる促進等を通じてマネタイズ環境の改善を進めるべきである。またアカデミアとともに診療アウトカム等の蓄積を目的とした研究を進めるべきである。予防・健康づくりの特色を踏まえたエビデンスの構築・整理を進めるとともに、AMEDにおける研究開発やプライマリヘルスケア・プラットフォームを通じたエビデンスに基づいたヘルスケアサービスの開発・実用化に関する伴走支援等を推進するべきである。

○病院の情報システムの刷新

ヘルスケアスタートアップが開発する最新技術の利活用を容易にするべく、電子カルテ等の病院情報システムについて、従来のオンプレ型システムから、いわゆるクラウドネイティブ型システムへの移行を促進するべきである。

○医療・介護のDX

医療・介護DXについて、政府を挙げて確実かつ着実に推進するべきである。リアルワールドデータの利活用推進のため、厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係の公的データベース、次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベースを用いたユースケースの実証を行うべきである。健康・医療に関する情報やライフログデータ等のPHRを有機的に連結できる環境の整備、疾患解明や創薬等の利活用に貢献するデータドリブンのオールジャパンのバイオバンク機能の強化、オンライン診療や遠隔医療の普及や、ウェアラブルデバイス、プログラム医療機器等を用いたヘルスケアにおけるDXを推進するべきである。また効率的かつ質が担保された医療・介護の提供のため、AI・ICT等を活用した介護テクノロジーやデジタル

技術を用いた医療機器などの研究開発及び社会実装を進めるべきである。

iv) 国際展開（マーケット分析と支援体制の強化）

グローバルサウス等への我が国の健康・医療・介護関連産業の展開を促進するほか、海外企業の動向や各国市場に対する調査分析を踏まえ、施策を精緻化するべきである。

医療インバウンドも含めた医療の国際展開及び国際貢献の推進に向けては、関係省庁で連携し医療機関の受け入れ体制の強化や海外留学生の受け入れ等による外国医療人材の育成に取り組むほか、医療機関のプロモーション支援や日本の医療ブランドを発信するプラットフォームを整備していくべきである。グローバルヘルス分野のインパクト測定・管理手法の整備やインパクト投資促進、MExx構想の推進や医療インバウンド支援、UHCナレッジハブの設立や留学生受け入れによる人材育成、健康・医療・産業での国際調達や国際展開促進とUHC達成に取り組むことが重要である。また、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指した気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス（ATACH）の取組を促進する。そして、国内においても、気候変動に強靱な保健医療システム、低炭素で持続可能な保健医療システム、そしてネットゼロコミットメント（保健医療部門の排出量）に関する取組を実施するべきである。

v) バイオ医薬品、再生・細胞医療、遺伝子治療等の研究開発促進

グローバルな研究開発の潮流を踏まえ、我が国発のシーズを絶え間なく創出し、速やかに実用化する国際水準の研究開発環境の実現に取り組むべきである。

具体的には、①iPS細胞等を用いた再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発や基盤整備、②抗体医薬品や再生医療等製品など微生物や細胞等を用いて製造するバイオ医薬品の生産体制の整備及び製造人材の育成、③革新的な医薬品候補についてヒトに初めて投与する（First in human）治験であるFIH試験を実施できる国際競争力のある体制及び研究施設併設拠点の整備、④海外のスタートアップや製薬企業からの国内での治験実施等の相談・支援を行い、国内での治験等の実施を誘致する機能も担うワンストップサービス窓口の運用、⑤治験薬製造施設の整備、⑥日本主導の国際共同臨床試験・治験の推進、⑦がん・難病の全ゲノム解析等の事業実施組織の令和7年度中の設立、全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤の構築、⑧臨床研究法上の特定臨床研究を中心に、現場が抱える運用上の負担を軽減するため、現場の意見収集と手続きの簡素化を図るべきである。

○創薬力の強化

製薬産業を我が国の基幹産業と位置付け、創薬力の強化を図るため、「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」の中間取りまとめに沿って、創薬シーズの実用化を支援するインキュベーション機能の充実を図るなど、必要な取組を進めるべきである。また、内閣府健康・医療戦略推進事務局が「常設的組織」として官民協議会の中心的役割を果たすことで、研究開発、薬事規制、医療保険などの在り方を含む医薬品政策、産業政策及び医薬安全保障政策の全体を見る司令塔機能を更に発揮・強化するとともに、そのために必要な体制強化を図りつつ、引き続き、健康・医療戦略推進法等の改正も視野に検討することを求め

る。創薬プロセス全体を多数のAIで制御し統合する創薬AIプラットフォームの構築を推進するべきである。創薬AIをはじめAIの活用に向けた環境整備として、AI利用技術の開発、データベースとその利活用システム、計算資源の整備を進めるべきである。

○認知症研究等の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症当事者の視点を取り入れた社会実装への研究・開発を推進するほか、認知症等の脳神経疾患の本態解明に資する研究開発や研究基盤の整備、認知症研究プラットフォームの構築、認知症の早期診断に向けたバイオマーカーの開発等により認知症研究等を推進するべきである。

○MCM（感染症危機対応医薬品）の研究開発

ワクチン・診断薬・治療薬等のMCM開発戦略の策定や見直しを行い、基礎から実用化までの一貫した研究開発の支援を通じて、感染症有事に対して平時からの準備を着実に進めるべきである。

②国民の安心・経営の持続可能性－質の確保と選択肢の拡大－

i) 予防・健康づくり領域に係るサービスの質の見える化・向上

国民が安心して予防・健康づくりサービスを選択しやすくなるよう、また品質が向上し健全なマーケット形成に資するよう、「質の見える化」を推進し、学会や民間団体等によるエビデンスの整理や、サービスの質についての第三者による客観的な認証を行う枠組みづくりを促進するべきである。また、こうした枠組みの下、質が確保されたサービスについて保険者等による積極的な活用を推進するべきである。

ii) 多様なサービス提供と経営の持続可能性

公的サービスの安定提供を前提とした上で、一定の条件下のもと、医療法人の附随業務の明確化、介護施設等の保険外サービスの運用改善等を進め、多様なサービス提供や経営の持続可能性確保につなげ、結果として医療介護従事者の賃上げを図るべきである。

さらに、小規模事業者ほど収益性・賃金水準・人手確保等が厳しい傾向にあり、近年、事業承継・再編のニーズも増えていることから、関係施策（事業承継税制、産業競争力強化法による税制優遇、事業承継・M&A補助金等の活用）や昨年4月から個人立の医療機関等も参加可能とした地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の積極的な周知・活用・好事例の紹介、福祉医療機構による優遇融資の大幅な拡充による経営支援、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施、各都道府県の事業承継・引継ぎセンター、地域金融機関との連携等による売り手・買い手の円滑なマッチング支援等を進めるべきである。

また、今後の高齢者・介護関連サービスの発展に向けて、自治体と民間事業者が連携して地域づくりを担う先進的モデルを創出・普及するとともに、自治体・専門職・職域といった主体が高齢者・介護関連サービス事業者との連携を深めるためのインセンティブ設計等の仕組みづくりを進めるべきである。

iii) 保険外併用療養費制度の運用改善（迅速なアクセス）等

有効性評価が十分でない最先端医療等（再生医療等製品、がん遺伝子パネル検査等）について、国民皆保険の堅持とイノベーションの推進を両立させつつ、希望する患者が保険診療の対象となるまで待つことなく利用できるよう、保険診療と保険外診療の併用を認める保険外併用療養費制度の対象範囲を拡大するべきである。

併せて、一定の質が確保された自由診療を対象とする民間保険が近年誕生しており、一定の評価を得ていることも踏まえ、患者の負担軽減・円滑なアクセス確保の観点から、民間保険会社による多様な商品開発が一層促進されるよう、保険外診療部分を広くカバーし、公的保険を補完する民間保険の開発を推進していくべきである。有効性評価が十分に求められる公的保険の手前の段階として民間保険に委ねられる分野に関する共通理解を醸成するため、保険外併用療養費制度等の各種制度に関する基本理解（プリンシプル）について、民間保険会社等と対話を深めることを通じ、民間保険会社等による自主的な商品開発の取組を促していくべきである。

特に、再生医療については、薬事承認と同等の有効性安全性を前提に、関連する医療技術の成熟度や普及性の評価も含めて先進医療で取り組みやすくなるよう、運用の工夫を行うべきである。

バイオ後続品について、国民皆保険を堅持しつつ患者の希望に応じて利用できるよう、令和6年10月から施行された長期収載品の選定療養を参考にしながら保険給付の在り方について検討を行うべきである。

さらに、多様な患者ニーズを充足するため、選定療養として導入すべき事例等について、幅広く国民や医療関係団体等から意見を募集するとともに、寄せられた意見について令和8年度診療報酬改定に向けた議論の中で検討するべきである。疾病の治療等にあって、薬事承認された医薬品等の効能・効果のうち一部が保険適用されなかった場合について、製造販売業者からの申請に基づき、速やかに選定療養の対象とすることができる仕組みについて検討するべきである。

（１０）対外経済連携・海外ビジネス展開の推進

様々な形で政府開発援助（ODA）を拡充し、日本の強みを戦略的に提案していく「オファー型協力」に基づく具体的案件の形成を推進することで、開発途上国の課題解決とともに、日本企業による投資や輸出拡大につなげていくべきである。

在外公館の経済広域担当官や外部アドバイザー等を活用したネットワーキングイベントやセミナーの開催を通じ、特に中堅・中小企業の海外展開や食品産業の海外展開などにおいて、現地で頼れる地場のパートナー企業と連携することを促進するべきである。こうした日本企業の投資、輸出拡大、海外展開等を推進するにあたり、開発課題への民間資金動員や日本企業との協力を進める国連開発計画（UNDP）のような国際機関との連携を更に強化するべきである。

さらに、在外公館とJETRO事務所の連携によるFDIタスクフォースを通じた活動を拡大し、対日直接投資に関する情報発信の強化を進めるとともに、対日直接投資増に伴い見込まれる英語人材への需要も念頭に、インド等のアジア地域からの高度人材の確保も進めていくべきである。

海外においては、JICA法改正による新たな制度等を活用し、各国の社会課題解決に資するインパクト投資を推進するべきである。

V. のれんの会計処理の見直し、東証グロース市場の在り方の検討、ディープテックへの資金供給拡大など「スタートアップ育成5か年計画」における成長促進策の抜本強化

2022年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」では、当時8,000億円規模であったスタートアップへの投資額を2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを目標に掲げ、さらに、将来においては、100社のユニコーンの創出、10万社のスタートアップの創出により、我が国をアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地とすることを目指し、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進の3本柱の取組を進めてきた。

こうした官民での取組により、我が国のスタートアップの数は2021年の16,100社から現在は25,000社へと1.5倍に増加するなど、その裾野は拡大しつつある。この流れを日本全国へと広げる観点から、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化など、地方におけるスタートアップの創出に大胆に取り組むべきである。

一方で、スタートアップへの投資額は、2021年の8,827億円から2024年は7,793億円と減少している。地政学リスクの高まり等を背景に国際的にベンチャーキャピタルの資金調達額が減少し、海外主要国が大幅に投資額を減少させる中であって、我が国の減少幅は相対的に小さいものの、「スタートアップ育成5か年計画」で掲げた目標の実現に向けて、スタートアップの創業後の規模の成長を後押ししていくための施策を抜本強化するべきである。「スタートアップ育成5か年計画」において残された2年は、我が国のスタートアップ創出・育成に向けた勝負の分かれ目となる。スタートアップ、金融機関、大学、政府等が一体となってそうした危機感を共有しつつ、一層の機運醸成を図るべきである。こうした観点から、「スタートアップ育成5か年計画」を強化し、着実に実行していくべきである。

加えて、フロンティア領域等の事業化に取り組むスタートアップ発の優れた技術が社会実装に至るまでには、公共調達をはじめとした官民の連携を進める必要がある。社会課題分野のビジネスでは特有の課題、区々に分かれている市町村のマーケット規模が小さい、公共機関との調整が面倒、リターンが小さいとされているなどの課題がある。そのため、スタートアップの活躍できる環境の整備についてさらに検討を進めるべきである。

また、スタートアップの海外進出は、新たなビジネス展開とともに、各国が直面する社会課題の解決にも貢献しうる。関係省庁が有する支援スキームをとりまとめつつ、さらなる拡充を図るべきである。

（1）人材・ネットワークの構築

我が国のスタートアップは、数と投資額の両面で、ベンチャーキャピタルや大企業が集まる東京に集中している。地域の課題解決の担い手となり得る全国各地の高等専門学校発のスタートアップの創出・育成に取り組むとともに、地域の大学・産業集積等の特色を生かしたスタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化、インパクトスタートアップに対する支援等に取り組むべきである。

①グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想について、基本方針に基づき、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう、海外大学等との連携により、国際研究、事業化支援、人材育成等の先行的取組を進めるとともに、運営法人の設立に向け必要な法制上の措置を含めた具体化及び世界を魅了するフラッグシップ拠点の整備に向けた取組を着実に進めるべきである。

②スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化

グローバルなスタートアップ・エコシステムと地域経済圏との結節点としての広域拠点となり得るスタートアップ・エコシステム拠点都市について、現在の全国8か所（北海道・仙台・東京・愛知・大阪・広島・福岡・北九州）から拠点数の拡大を図るとともに、地域の大学・産業集積等の特色を活かした取組の強化、グローバルなネットワークとのつながりの構築・強化、拠点都市自治体によるスタートアップ調達の目標設定、拠点都市の大学におけるインキュベーション施設（創業前後の起業家に実験設備・オフィス・経営支援等を一体的に提供するサポート施設）の充実など、戦略的にスタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化に取り組むべきである。

全国の小中高生・大学生・博士課程学生を対象とする起業家（アントレプレナーシップ）教育について、現在2.6万人の対象数の抜本的な拡充を図るとともに、海外派遣の充実など教育の質の向上を図るべきである。また、将来の起業家の裾野を広げる観点から、特に小中高生向けの起業家等の派遣事業を強化すべきである。

大学発スタートアップについて、大学のハブ機能を最大限に活用した事業会社とのオープンイノベーションや大学発スタートアップへの出資の拡大により、創業後の成長支援を強化すべきである。

③インパクトスタートアップ（社会的起業家）に対する支援

社会課題解決の重要な担い手であるインパクトスタートアップについて、インパクト投資（財務的リターンに加え社会課題解決のインパクトを意図する投資）におけるインパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整理、インパクトの創出のための実務的な投融資手法の確立、自治体との官民連携や調達の促進等を通じてインパクト投資市場の形成を後押しするなど、インパクトスタートアップに対する総合的な支援を行うためのパッケージを作成し、着実かつ迅速に実行していくべきである。

また、株式を寄付して運用で収益を上げていくという運用型寄付金制度、いわゆる日本版DAFの導入を検討するべきである。

（２）資金供給の強化と出口戦略の多様化

官民ファンドによる民間ベンチャーキャピタルへの出資契約は、5か年計画策定前の4,300億円から、1.4倍となる6,000億円規模へとその規模を拡大しているが、他方で、我が国のユニコーン企業数は現在8社にとどまるなど、我が国のスタートアップの創業後の事業成長には引き続き課題がある。

また、日本でベンチャーキャピタルあるいはPEファンドにお金が流れ、そこから成長産業に回っていく仕組みを作ることは日本経済全体にとっても重要な課題である。

これを踏まえ、飛躍的な成長が期待できるディープテック・スタートアップへの資金供給の強化、政府調達の拡大等を含め、創業したスタートアップの成長を後押

しする施策の抜本強化を図るべきである。また、各種制度を含めた投資環境のイコールドフットイングを図ることで、国内外の投資家により、国内のベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資を呼び込み、大幅な成長を実現すべきである。

①ディープテック・スタートアップ（長期の研究開発と大規模な資金を要するスタートアップ）への資金供給の強化

我が国の技術力の強みを生かして飛躍的な成長が期待されるディープテック・スタートアップは、量産化の段階で、100億円を超える多額の資金が必要になる可能性がある。

ディープテック・スタートアップへの官民の資金供給を強化するため、創業から事業化・商用化に至るまでの成長資金の供給、民間資金の供給促進に加え、新たに、ベンチャーデット（新株予約権等の発行により融資リスクを補完するなど、資本と負債の両方の性質を有する資金調達手法）による大規模な資金調達を可能とするために、上場後のディープテック・スタートアップも中小企業基盤整備機構の債務保証制度の対象とすることを検討すべきである。

この中で、施設園芸（グリーンハウス農業）と工業の二つを組み合わせた植物工場など、日本の産業的な強み等を踏まえ、戦略的に重要な技術・分野に取り組むスタートアップに対する支援の強化も検討する。

②のれんの会計処理の在り方の検討

スタートアップに係るM&Aを促進する観点から、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、短期的な措置として、のれん償却費の計上区分を現状の営業費用から営業外費用へと変更すること、また、中期的な措置として、のれんを非償却とすること等について、様々な手法を視野に入れつつ、企業会計基準主体における議論において、こうした提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含め、フォローすべきである。

③東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討

東京証券取引所の「グロース市場」について、東証は、上場企業に対し、高い成長を目指す上での着眼点・好事例の周知や、機関投資家との対話促進を図る取組など、緊密なコミュニケーションと伴走支援を含めた「高い成長を目指した経営」の働きかけや、上場後の高い成長を見据えたIPOの推進等のグロース市場の更なる機能向上に向けた取組を早期に進めていくべきである。

こうした取組と併せて、東証は、上場企業が機関投資家の投資対象となり得る規模へと早期に成長することを促すべく、十分な準備期間の確保や影響を受け得る企業のスタンダード市場への市場区分変更を可能とする手当て等の措置を講じつつ、上場維持基準を現行の「上場10年経過後から、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後から、時価総額100億円以上」へと早期に見直すべきである。また、これにより、グロース市場の特質が失われないように、クロスオーバー成長資金の供給やM&Aの強力な促進、セカンダリー取引の活性化を図るとともに、上場後のスタートアップが「時価総額100億円以上」に成長するよう、高い成長に向けた経営改革を進めるためのグロース上場企業向けのガイダンス（対応のポイント等）の策定

を含めた、未上場から上場後まで切れ目なくスタートアップの成長を後押しするための支援を実施すべきである。

④セカンダリー市場拡大に向けた環境整備

セカンダリー取引（一度発行され、ベンチャーキャピタルなどの投資家によって購入された株式等を、さらに投資家同士で取引すること）を行う投資家層の拡大を図るため、プロ投資家へ移行することの要件（「特定の知識経験」等）を明確にしたことの周知等を通じて、スタートアップに投資する投資家の裾野を広げることで、米国並みの資金調達環境を実現すべきである。

⑤スタートアップビザ等の在留資格の課題の検討

日本で起業を検討する外国人に最長２年間の在留資格を付与するスタートアップビザ等の活用状況を含め、海外からの起業家・投資家等を我が国に呼び込むための制度面・生活面での課題を改めて調査し、DXを活用して在留審査の迅速化を図るとともに審査体制の抜本強化を図るなど改善が必要な点があれば早急に対応を実施すべきある。

とりわけ、起業家向けのスタートアップビザ（外国人起業活動促進事業）について更なる活用促進を行うとともに、スタートアップ等のエンジニアビザ（国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業）については、ニーズを踏まえた使い勝手の良い制度とする観点からの見直しも視野に対象範囲の拡大・活用促進の検討を進めるべきである。

⑥スタートアップへの資金供給を担う若手投資家の育成

グローバルに活躍できる日本のベンチャーキャピタルを創出するため、これまで起業家のみを対象としていた海外派遣プログラム（J-StarX）において、投資家を対象とするプログラムを本格的に開設し、世界各国でのネットワーキングや投資スキルの向上に取り組むべきである。

⑦ベンチャーキャピタルの投資実務等におけるグローバル・スタンダードに向けた対応

国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタルに円滑に供給されるよう、広く内外機関投資家から資金調達を目指すベンチャーキャピタルについて、ガバナンス向上を図るための「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（受託者責任・GP（General Partner:無限責任組合員）とLP（Limited Partner:有限責任組合員）との利益相反管理・情報提供等について規定）について、ベンチャーキャピタル向けのセミナー等を通じて、その普及を図るべきである。

投資家のグローバル・スタンダードに照らした適正な契約実務が行われるよう、スタートアップと投資家のより適正な契約の実現に向けて、日本と米国等の投資契約実務やガバナンス手法を比較の上、「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」を今夏までに改訂し、公表するべきである。

スタートアップへの成長資金供給を加速させる観点から、政府は、国内VCへの投資の障壁となっているとの指摘がある外国組合員特例税制（PE（恒久的施設）課税特例）等について、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、税制の在り方について必要な措置を検討するべきである。

また、海外投資家による日本のスタートアップ等への投資の検討・探索・実行までを伴走支援するため、JETRO等による体制の組成を図るとともに、海外投資呼び込みにあたって必要となるインセンティブ等について検討を行うべきである。

（３）オープンイノベーション・調達の推進

①オープンイノベーション促進税制の活用促進

スタートアップとのM&Aを含めたオープンイノベーションを促進するため、国内の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の25%を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の厳格化も検討されている中、出口の多様化、特にM&Aの促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のためのM&Aや出資を促進すべきである。

②大企業によるスタートアップからの調達・購買の促進

大企業等がスタートアップとのオープンイノベーションを進める手法として、共同研究や出資のみならず、調達・購買を戦略的に活用することを促進していくべきである。

③スタートアップに対する政府調達の拡大

国・独立行政法人等の調達契約において創業10年未満の中小企業からの契約額の規模は、2020年度の777億円から2023年度には1,526億円と2倍程度に拡大している一方で、契約全体の額に対する比率では1.39%にとどまっていることから、各分野でのSBIR等の充実や、SBIR後の社会実装の支援等により、スタートアップからの調達を更に拡大し、スタートアップ育成5か年計画において定めた契約比率3%以上（3,000億円規模）の目標達成に向けて政府調達の規模を早急に拡大すべきである。また、自治体における調達を拡大するため、財政負担の軽減の観点からも、新地方創生交付金の活用などのインセンティブを強化するほか、官公需法に基づく基本方針における創業10年未満の中小企業を相手方とする国等の契約比率3%以上の目標達成に向けた取組に準じた取組を推進することや自治体のスタートアップ調達の事例を横展開することなどにより、地方自治体によるスタートアップからの調達を拡大すべきである。あわせて、広域・共同での調達の拡大も促進すべきである。

④環境スタートアップの更なる推進

環境スタートアップの振興に当たっては、ネットゼロのみならず、循環経済、ネイチャーポジティブや気候変動への適応について、その統合・シナジーを図りつつ、その政策目標を実現するための具体的な社会的・技術的課題（需要）を特定し、環境スタートアップの進むべき方向性を示すべきである。

また、グリーン購入法の活用やリバースピッチを通じた環境スタートアップの需要創出を図るとともに、米国のARPA-E（エネルギー高等研究計画局）における取組も参考に具体化を進めているグローバル・スタートアップ・キャンパス構想との連携や、SBIR補助金について事業化及び量産化の段階を含めた切れ目ない資金支援を検討すべきである。

Ⅵ. 技術で勝ち、産業でも勝ち抜くためのエコシステムの構築等の科学技術・イノベーション力の強化

これまで、①先端科学技術の戦略的な推進、②知の基盤（研究力）と人材育成の強化、③イノベーションエコシステムの形成の3つの柱を軸として、科学技術・イノベーションの強化に取り組んできており、官民の様々な取組が進捗してきている。

他方で、国際的に比較すると、大学における基礎研究力が低下し、企業も効果的な研究開発を行えていないという課題が存在。また、基礎研究とビジネスが近接化し、さらに、新技術には、国際的なパワーバランスに影響を与え、産業構造のみならず社会・就業構造までも変化させるものが生まれてきているなど、科学技術・イノベーションを巡る国際的な状況変化もみられる。こうした状況を踏まえ、我が国の研究力やイノベーション力をさらに高めるための取組の強化や、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境の確保が必要である。

第7期「科学技術・イノベーション基本計画」の策定に向けても、これまでの取組の進捗・評価を踏まえ、経済安全保障との連携も念頭に、基礎研究の充実に加え、我が国が重点的に取り組むべき技術領域の特定及びその支援のほか、官民の研究開発投資の在り方を検討すべきである。その際には、我が国の科学技術・イノベーション力の向上につながるよう、科学技術・イノベーション政策におけるガバナンス強化も検討すべきである。

（１）産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援

研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していくべきである。

このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討するべきである。

今年度中に新たな国際標準戦略を推進するため、官民の司令塔を設けて産学官の意識改革・行動変容を図り、戦略的に重要な領域・分野については政府リードのもとで、標準化戦略の策定や規格開発・交渉を進めるとともに、国内試験・認証基盤を強化していくべきである。

（２）基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立

産業エコシステムについて、欧米では、基礎研究から産業化までのエコシステムが大きく展開されており、その他の国々を引き付ける吸引力を有している。

例えば、創薬分野では、①ファンドなどの資金を集めて、スタートアップでどんどん新しい物を生み出す②主要パイプラインの臨床開発はビックファーマが担う、③治験はCROが、製造はCDMOが行う、④その結果として、関連機器や検査機も欧米企業が寡占する、というサイクルが欧米内で確立・循環し、世界へと輸出されている。

アイルランド、シンガポール、韓国などもこの欧米の円の中に入り込む独自の戦略・ポジショニングによって、主要プレーヤーの1つとなっているが、その一方で、日本はこのようなエコシステムが循環しないまま現在に至っている。

日本においても、基礎研究から産業化までのエコシステムを育成し、そのサイクルを回すことが重要である。そのためには、製造基盤の立ち上げが起点であり、製造が欧米のような好循環の起爆剤になり得る。

例えば創薬分野において、バイオ医薬品のTSMCとも言える国内CDMO拠点の立ち上げる取組を進めるべきである。国内製造につながるインセンティブの創出、あるいは国産奨励を検討するべきである。加えて、再生・細胞医療・遺伝子治療、感染症危機対応医薬品の研究開発や生産体制の整備等に取り組むべきである。

また、創薬分野に限らず、例えば量子コンピューターなどの製造設備の調達の際には必ず日本の中小企業の力が必要であるといった、サプライチェーンや人材などの日本の強みを生かして、幅広い重要産業で、CDMOの受託製造設備を含めたエコシステムの構築を検討すべきである。

とりわけ、量子については「量子技術による新産業創出協議会」、フュージョンエネルギーについては「フュージョンエネルギー産業協議会」といった官民での産業化のための協議会が設立されたことを踏まえ、これらの枠組みを最大限に活用して、重点的に産業エコシステムの形成に取り組むべきである。

その際、サプライチェーンはそれぞれのブロックで完結しているという現状を踏まえ、国内拠点は拡大しつつ、マーケットは、アジア、東南アジア、インド等のブロックで完結させ、そのブロックで、勝ち抜いていくという、輸入に頼らない国内製造基盤の確立と戦略的なアジア需要の取り込みとを両輪で進めていくべきである。

また、このように、例えば、CDMO拠点については、10年かけて、15年でクラスターが完成するというスパンである。そのため、予算や税制など環境整備の取組を進めるとともに、地方と、地方での産業集積を通じた輸出に向けた取組を進めるべきである。

加えて、こうした大規模な拠点が整備されると、1000名程度の雇用が生まれるものの、その分野に関する知識・経験を持つ人材が多く必要になることから、製造拠点の整備に合わせて、大学で基礎的な知識を有する人材をリ・スキリングしてそうした産業分野の専門人材に育成する取組も進めていくべきである。

(3) 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

Top10%補正論文数の割合の低下など、我が国の大学の基礎研究力は、G7、アジア等の国と比較し、相対的に低迷している状況。イノベーションを支える研究力の基盤となる大学、国立研究開発法人等における研究開発の活性化に向けた検討を進めていくべきである。

①大学ファンドによる支援と地域中核・特色ある研究大学への支援

世界最高水準の研究大学の実現に向けて、10兆円規模の大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の第2期公募における選定を進め、2025年度中の助成開始を目指すとともに、意欲ある多様な大学による、各々の強みや特色を十分に発揮し、地域の経済社会の発展や国内外における課題の解決や研究の多様な国際展開を後押しすべきである。加えて、研究大学や大学共同利用機関法人（個々の大学では整備で

きない大規模施設・設備等を全国の研究者に提供する機関）等における先端研究設備・機器の戦略的な共用・高度化等を進めるとともに、技術専門人材の育成・情報基盤の強化等を加速すべきである。

②若手研究者の育成の強化

若手研究者の育成の観点から、海外での博士取得や国際学会への送り込み等の海外での研さんの機会を強化するとともに、我が国の研究活動の中核である大学について、若手研究者の育成若しくはポスト確保のための人事給与マネジメント改革及びガバナンス改革等を進めるべきである。加えて、若手研究者を中心とした挑戦的・国際的・創発的研究への支援の積極的な拡充や、国際共同研究支援の拡充に取り組むべきである。

③国際頭脳循環の確立

米国や欧州を始めとする先進国・同志国やASEAN・インドを含むグローバルサウス諸国との戦略的な先端共同研究を加速しつつ、グローバル・スタンダード準拠のポストや研究環境の整備を行い、近年の世界情勢の変化も踏まえ、海外研究機関からの研究者の積極的な呼び込みを通じて、優れた研究者が世界から日本に集う国際的な頭脳循環を確立すべきである。

④経済安全保障政策と科学技術・イノベーション政策との連携強化

量子技術やフュージョンエネルギー（核融合エネルギー）など将来の国際社会のパワーバランスに影響を与えうる新興技術が出現する中、研究セキュリティ・インテグリティの確保、重要技術の研究開発やグローバル戦略の推進など、経済安全保障政策と科学技術・イノベーション政策との連携を強化すべきである。

⑤ガバナンス強化と一体となった基盤的経費・競争的研究費の確保

大学をはじめとした研究機関の戦略を実現する柔軟な資金配分、人事給与マネジメント改革等の実施と併せて、近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、科学のフロンティア開拓及び我が国の研究力強化のため、運営費交付金等の基盤的経費や科研費事業等の競争的研究費を確保すべきである。

（４）デジタル関連サービスの海外展開

日本のデジタル関連収支（国際収支統計における、経営コンサルティングサービス、コンピュータサービス、著作権等使用料の合計値）は、ここ10年で支払が7.6兆円増加しているのに対し、受取は2.9兆円の増加にとどまる。AIを始めとしたデジタル関連市場が世界的にも拡大していく中、我が国でもAIサービスや、デジタル化したコンテンツの分野で海外展開事例が出てきているが、このデジタル関連サービスの海外展開を更に促進するべきである。

（５）地方におけるイノベーション拠点の強化

地方におけるイノベーションの促進に向けて、地域中核大学におけるインキュベーション施設の拡大や、キャンパス全体の共創拠点の更なる整備充実、地域の中核大学や企業、自治体等が連携する産総研ブリッジ・イノベーション・ラボラトリやスタートアップ・エコシステム拠点など、地方のイノベーション拠点の強化を図る

べきである。

また、GREEN×EXPO 2027 は、自然を活用した新技術を世界に発信し、社会的課題解決に取り組む契機となるため、NbS（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）やグリーンインフラ実装の促進とともに、必要な参加招請や機運醸成等の準備を着実に進めるべきである。

（６）ＡＩ／ＤＸに即した産業財産権制度の見直し

ＡＩ／ＤＸ時代に即した産業財産権制度を構築するべく、ＡＩを安心して研究開発やビジネスに活用するための合理的なルールや、国際的なデータ利活用に関する発明の保護、仮想空間におけるデザイン保護等の論点について検討を進め、早期に制度整備を行うべきである。

（７）量子技術

量子技術は、既存の技術とは異なる原理で、社会に破壊的なイノベーションをもたらす可能性を秘めており、産業競争力や経済安全保障上の自律性・不可欠性を確保するため、我が国が保有すべき最も重要な先端技術の一つである。まさに今、世界各国とも投資が進められ、国際競争が激化しているが、我が国においては「量子コンピュータ」「量子暗号通信」「量子センシング」いずれにおいても、技術的優位性を有し、早期の社会実装が期待される。他方で、これまで我が国においては、技術で勝っていたにも関わらず、産業化が遅れ国際的なプラットフォームのスタンダードを握れないということを繰り返してきた。量子技術において、そのような歴史を繰り返してはならない。「技術で勝ち、ビジネスでも勝ち抜く」ことが重要であり、政府・産業界・アカデミアの総力を結集させて、量子技術における我が国の技術的優位性を保ちつつ、民間投資の拡大とマーケット創出を加速し、量子産業創出に向けた強固な国内基盤を構築することで、「Quantum-Ready」な日本を目指す必要がある。

そのため、量子技術イノベーション拠点（ＱＩＨ）群の総力を集めた、フラグシップとなるプロジェクトを創設し、量子コンピュータを研究開発段階から社会実装段階へ移行させるほか、産総研Ｇ－ＱｕＡＴの活用拡大や東京ＱＫＤネットワークの高度化・拡充及びテストベッドの活用による、量子コンピュータ・量子暗号通信に係るユースケース創出やビジネスモデル構築を行うとともに、政府全体で初期需要を喚起させるための検討を加速させるべきである。また、企業からの研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化、サプライチェーン確立に取り組む中堅企業の開発加速、スタートアップ参画・創出の推進及び実証利用の拡大に取り組み、社会実装を牽引するグローバルプレイヤーを創出するべきである。加えて、グローバルスタンダード獲得に向けた国際標準化活動等の国際戦略を強力に推進するほか、国産量子コンピュータの重要コア技術の確立、革新的な量子通信技術の研究開発推進、量子センシングの拠点連携による研究開発力強化やユースケース開拓等を行い、将来のマーケットを切り拓く先端技術開発を加速させるとともに、量子産業の将来を担う人材の育成・確保等に取り組むべきである。

（８）フュージョンエネルギー

ITER/BA活動の知見や新興技術を最大限活用し、ＱＳＴ等のイノベーション拠点

化を推進し、フュージョン産業エコシステムを構築していくべきである。特に、新たな国家戦略に基づき、2030年代の発電実証を目指し、実施主体の在り方やサイト選定の進め方など、社会実装を促進する取組の在り方について検討を進めるとともに、他国に劣らない資金供給量を確保し、工学設計等の原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促すべきである。

(9) マテリアル分野

マテリアル分野においてアカデミアの優れた知が産業界へとつながる「知のバリューチェーン」の構築を通じて我が国が勝ち続けるための新たな国家戦略を策定し、AI・ロボティクス等との融合によるマテリアルDXや革新的マテリアルの研究開発・社会実装の加速、先端共用設備等の研究基盤整備、人材育成等に強力に取り組むべきである。

大型放射光施設SPring-8（理化学研究所）やNanoTerasu（量子科学技術研究開発機構）の整備・活用・高度化を図るべきである。

(10) 宇宙

防災・減災・国土強靱化や安全保障等にも資する地球観測や衛星通信の高付加価値化に向け、官民連携の下、コンステレーションの構築、次世代技術の開発・実証、衛星データの積極的な調達を進めるべきである。また、情報収集衛星や次期静止気象衛星の整備を進めるべきである。

国内打上げ能力の強化に向け、基幹ロケットの高度化・高頻度化、民間企業のロケット開発を進めるべきである。また、次期基幹ロケットを含む新たな宇宙輸送システムに関して開発を進めるべきである。加えて、有人やサブオービタル飛行等の民間企業による新たな宇宙輸送を可能とするため、宇宙活動法改正案について、次期通常国会への提出を目指すべきである。

日米宇宙協力に資する地球低軌道活動の充実とともに、アルテミス計画について、日本人宇宙飛行士の月面着陸に向けて、有人と圧ローバの開発を進めるべきである。更に、月や火星以遠への探査、プラネタリーディフェンスに関する研究開発を進めるべきである。また、宇宙開発の中核機関として宇宙航空研究開発機構の技術基盤や人的資源の強化を進めるべきである。

他国のGPSに頼らずより精緻な測位を可能とする準天頂衛星システムについて、7機体制を構築し、11機体制に向けた開発を進めるべきである。

民間投資や宇宙実証の加速、地域やスタートアップ等の国際競争力につながる特色ある技術の獲得・活用や産業の集積等を促進するため、宇宙戦略基金について、速やかに1兆円規模を目指すべきである。また、中長期の政府調達を確保し、スタートアップ等の事業展開を促進すべきである。

(11) 海洋

海洋開発等重点戦略に基づき、周辺技術と協調等を図った自律型無人探査機の利用実証、産業分野における海洋情報の利活用促進、衛星データ・AI分析技術を活用した海洋状況把握システムの高度化や海外連携のための調査、南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発、北極域研究船「みらいⅡ」の着実な建造と就航後の国際研究プラットフォーム化等の重要ミッションを着実に推進すべきである。

海洋エネルギー・鉱物資源の調査・開発を推進すべきである。

海洋生物の調査や海洋資源開発等への活用も見据え、大深度無人探査機の開発を進めるとともに、深海・海溝域の探査・採取プラットフォーム機能を持つ母船の建造に着手すべきである。

経済・生活、経済安全保障を支える観点から、環境・自動運航の技術向上等により、海運業や船舶産業を中核とする海事クラスターの強靱化が不可欠。このため、GX経済移行債の活用等によるゼロエミッション船等の導入促進、日本籍船保有コスト低減を含む日本船主等の競争力強化、船舶サプライチェーンの強靱化、商用自動運航船の実現、内航海運による安定輸送、海事人材の確保等に取り組むべきである。

VII. 企業資金を地方に呼び込むための企業版ふるさと納税の制度改善やコーポレートガバナンス・コードの見直しと、全国各地での新しい形の企業城下町の形成

製造業等の大量生産のためにはクラスターの存在が重要であるが、これまで我が国においては、個別産業の振興には積極的に取り組んできたものの、産業立地やそれを支える人材の課題には十分に取り組んでいなかった。

産業立地を検討するにあたっては、地域でグローバルに活躍する中堅企業等に活躍のチャンスがあり、TSMCを半導体産業の成功例としてだけではなく、地域への産業立地の成功例として捉え、企業版ふるさと納税の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組むほか、企業の積極的な投資による地方における拠点整備が、中長期的な企業価値の向上につながることをコーポレートガバナンス・コードの見直し等により明らかにすべきである。こうした取組も含め様々なアイデアを実現することにより、全国各地での「新しい形の企業城下町の形成」と新技術等がもたらす地域の生活・産業の一変に取り組むべきである。

(1) 企業版ふるさと納税の制度改善・コーポレートガバナンスの見直し等の企業資金の地方への呼び込み

地方での産業立地とスタートアップの拡大に取り組むべきである。

このために、企業版ふるさと納税の制度改善を検討すべきである。

具体的には、まず、例えば、スタジアム等の施設を建設する際に、半分は自社利用で半分は地域利用に開放する際に、企業版ふるさと納税の対象となっているかが曖昧という課題がある。こうした資金提供にも一定の公益性があることを踏まえ、企業版ふるさと納税の対象として明確化することを検討すべきである。

また、企業版ふるさと納税について、企業が自社の地元へ寄附をした場合には対象にならないといった制限のあり方について、企業からの期待があることも受け、制度の趣旨や近年の本制度の適用状況、真に地方創生に資するかなどの点を踏まえて、検討を行うべきである。

地方に対して東京の大企業やスタートアップが積極的に投資を行うための大胆なインセンティブについても検討を行う。設備投資・研究開発投資の促進だけでなく、例えば、まちづくり等の地域の公共性、正の外部性がある投資について、市町村の認定の下で支援する枠組み等も検討する。あわせて、地域密着型の新規事業の立ち

上げを支援するローカル10,000プロジェクトの活用を促進すべきである。

個人版ふるさと納税についても、その返礼品の提供を通じ、地場産業の振興や雇用の創出につながることを期待される。引き続き、個人版ふるさと納税の健全な発展に向け、取り組んでいくべきである。

また、地域のまちづくり・スタートアップ等の成長投資をコーポレートガバナンスに位置づけることで企業の投資を促すべきであり、企業の積極的な投資による地方における拠点整備が、中長期的な企業価値の向上につながることをコーポレートガバナンス・コードの見直し等により明らかにすべきである。

地方への投資の際の「道案内」の体制についても検討を行う。都道府県・市町村の各レベルで、ワンストップで企業のサポートを行う部署・人材に乏しい現状を踏まえ、地域の行政や企業について「道案内」を行うことを、国による伴走支援も活用し、国としても後押しすべきである。

同時に、こうした地域の外からの企業の投資の呼び込みも含めて、地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しを監督指針等を通じて促進すべきであり、こうした幅広い金融仲介機能の発揮のために地域金融機関自体の経営基盤を強化すべきである。

（２）地方の産業人材育成のためのプランの策定・実行

日本の今の人材供給の状況を俯瞰すると、例えば、工業高校と高専卒の学生に対する求人倍率は20倍であり、強い労働需要に对应されていない。ドイツなど主要国と比較して大学の理工系学生の割合が少ないまま、四年制大学で文系を育てることに相当の力を割いてきているなど、わが国の経済・社会のニーズから乖離しているとの指摘もある。また、今後は、GX、AI活用含めたDXなどにより大きな産業構造変化が予想され、就業構造にも同時に大きな変化がもたらされると考えられる。具体的には、①ものづくりとサービスを融合させて社会変革していく「製造業×（エックス）」化、②コンテンツを含めた情報通信業・専門サービス業の成長産業化、③省力化投資を使いこなしながら高付加価値化する「アドバンスト・エッセンシャルサービス」化という見通しがある。

こうした転換を国家戦略として捉え、地域の産業構造の特色を踏まえて、アドバンスト・エッセンシャルワーカーを含めて必要な産業人材のニーズを分析した上で、そうした分析も活用しつつ、必要な教育プログラムの整備を進めるとともに、実際に働く場を提供する産業界から教育機関への資金提供や共同での教育プログラム作りなどを行う流れを作り、加速させていくべきであり、以下の点を含めた、産業人材育成プランを、関係省庁が連携して、策定すべきである。その際、民間企業における博士人材の採用・活用を促進するなど、産業側からの人材への積極的な投資を引き出すことも重要である。

i) 産学協働での地域毎の人材ニーズの明確化や人材育成の連携体制の整備

全国で地方ブロックごとに、産学連携により、地域の人材需要の変化の分析を行い、人材育成施策の方向性と連携方策を議論する場を立ち上げる。

上記の地域における人材需要を踏まえて、都道府県ごとに、地域における大学・高専等を中心とした産業人材育成の取組方針について、産学連携で議論・推進する「地域構想推進プラットフォーム」を構築し、実効的な運営を図る。

ii) 各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実（初等・中

等教育、高校段階、高専・大学段階、科学技術人材の育成、労働者のリ・スキリング、起業家教育などそれぞれに必要な対応を具体化)

iii) 産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進

- ・産業界からの寄付等の税制等のインセンティブ措置の在り方の検討
- ・成長分野への学部・学科の再編等を進めるための「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」による支援事業等を活用し、高専の新設等への支援や、寄付講座や共同研究等の実施も含め、企業からの資金提供や人材の派遣・交流等、産学連携の取組の促進
- ・産業界と連携した学部・学科の新設等に係る設置認可手続について、実務家教員をより採用しやすくするため、民間企業経験者などを審査体制に加え、教員資格審査の改善を図るなど、迅速かつ円滑な審査に向けた具体的な方策の検討
- ・OB起業家を含む外部専門家や外部支援制度との協力体制の構築
- ・地域の中小企業が抱える課題を、学生や生徒、大学発や高専発のスタートアップが持つ創造力や技術力で解決する取組の促進
- ・産業界等からの人材派遣等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及

このプラン策定においては、地方の大学や高専に企業の資金がより還流するようにするため、企業経営者の目線も取り入れて、大学・高専などに寄付して教育内容は任せきりということではなく、JVのように共同事業として、共同教育や共同研究にとどまらず、学部学科等の運営まで実施するような事例の創出にも取り組むべきである。

また、高卒採用におけるいわゆる一人一社制は、高校生が高卒で会社を受ける場合、先生の推薦のある企業を原則一社しか受けられず、当該一社を落ちたら初めて次の企業を受けられるというものになっており、高い就職率を確保するために効果がある一方で、高校生の多様な選択を阻害している面もある。高卒の方の就職活動において、高校生が多様な選択肢の中から就職先を選べるようにするために必要な施策を具体化するべきである。専門学校については、実学を提供して、わが国の産業人材の育成において重要な役割を果たしてきているが、教育内容を技術変化等に合わせて迅速にアップデートするような取組を後押しするべきである。

(3) 都市から地方への経営人材・働き手の流れ拡大

地域における人材の確保が重要な課題であり、優秀な若い経営者人材が地方の中小企業をどんどん成長させるというムーブメントを創出するため、アメリカなどの事業承継のモデルであるサーチ・ファンドの取組を後押しするべきである。その中で、例えばVenture For Japanのプログラム等の取組を後押しするべきである。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経産省による、地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経

由でのマッチング支援事業)といった人材マッチング支援を行う既存の3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組むべきある。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進すべきである。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進すべきである。

②質の高いDMOを中心とした観光地のマネジメント体制の構築等の推進

旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図るため、改正された「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、質の高いDMOを中心とした観光地のマネジメント体制の構築を推進すべきである。また、DMOの機能強化等を促進するため、「観光地経営人材」の育成を着実に推進するとともに、地域全体の活性化等の取組を高水準で満たす「世界的なDMO」の形成を目指し、その候補となる「先駆的DMO」の更なる指定及びそれらへの戦略的な支援を行うべきである。さらに、観光客の受入環境整備やDXの推進、DMOの活動等に係る費用について、DMOのみならず自治体による安定的な財源の確保等に関する取組を支援すべきである。

(4) 地方の自動運転の社会実装の加速化

①100か所以上での自動運転サービスの導入

低速・定路線のバス等から自動運転の社会実装を進めるべきである。その上で、全国10カ所程度の先行的事業化地域の特定を進めるとともに、地域住民の移動の需要に応える「交通商社」機能を確立するため需給に基づくマッチングを実現するための共通基盤の整備、人流データ、運行データやニーズ等のデータ連携基盤の整備など後押しし、事業化を加速するべきである。あわせて、ロボットタクシーの実証も実施し、2027年度までに、無人自動運転移動サービスを100か所以上で実現するべきである。このように、自動運転の社会実装を進め、地域公共交通の維持・交通空白の解消を図るべきである。

また、MaaS (Mobility as a Service) 等による地域交通DXを推進するべきである。加えて、自動運転の安全な運行等のための地理空間情報 (G空間情報) の整備・活用を進めるべきである。

②自動運転車両の公用車利用といったスタートアップの技術の導入検討

自動運転の社会実装を加速することで地域の移動課題の解決にもつなげるため、政府調達で具体的にどのようなスタートアップの技術を導入することができるのか、自動運転の公用車利用について検討を進めるべきである。

③クルマのデジタル化の推進

自動運転技術等を搭載したSDV（Software Defined Vehicle）が競争軸となりつつある自動車市場において、AI・デジタル技術の変革下においても自動車産業が国際競争に勝ち抜くことができるよう、クルマのSDV化に必要な技術開発や自動運転の社会実装の早期実現等に向けた更なる施策について検討し、モビリティDX戦略の見直しを行うべきである。

（５）地方でのインバウンドの推進

地方の中堅企業・中小企業において、特にサービス業などのインバウンドに関わる業種の需要は旺盛であり、地方におけるインバウンドの拡大に取り組む。

その中で、昨年訪日した三千数百万人のうち81%が羽田空港、成田空港、関西国際空港、福岡空港、この4つを利用しており、これからさらに二千数百万人増えた場合、これらの主要空港に加えて、他の地方空港が受け入れられる体制を整備する必要がある。地方空港からの海外便を増やすためには、インバウンドとアウトバウンドのバランスが重要となるため、主要空港からの来日客を地方空港から出国するようインセンティブをつくることや、初期の赤字期間を支援する仕組みを作るなど、戦略的に地方空港を活用する取組を検討すべきである。

（６）スポーツを通じた地方創生

スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズムの推進を通して地域活性化に取り組むべきである。更に、スポーツコミッションへの支援や、地域の担い手育成の観点からも、部活動の地域展開等について新しい仕組みを構築し、令和8年度からの全国的な実施を進めるべきである。また、スポーツ団体のデジタル技術の活用や他産業との連携を支援し、地域・経済にも裨益するよう取り組むべきである。

（７）地方の課題を起点とする規制・制度改革

地方創生2.0の下、地域の取組・意欲を阻害することのないよう、特区制度も活用しつつ、地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進めていく必要がある。

例えば、ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、意欲と能力のある者により酒造りが始められるようにすることで、若者・女性、更には海外市場の拡大や、酒造りを核として有機米などの農業振興やインバウンド・観光も含めた地方での新たな雇用創出・経済効果が期待できるとの声もある。政府においては、酒米高騰、米国関税対応など業界が直面する課題にしっかりと対応するとともに、まずは新たに酒蔵の事業承継を支援する事業に取り組むことを検討すべきである。

Ⅷ. 構造的賃上げを実現するための三位一体の労働市場改革の加速と働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検

国際的には、AI革命とも呼ばれる生成AI等のデジタル技術の台頭により、そうしたデジタル技術を駆使する生産性が高い産業・企業において、より高い賃金の実現し、そこに労働者が移動していくという流れが生まれつつある。他方で、我が

国においては、企業間の労働市場が未成熟であり、また、企業内でも年功賃金制等の雇用制度が維持されているため、生産性の高い企業、生産性が高い労働者においても、その賃金は据え置かれるという、賃金市場における価格決定シグナルが成立しない、賃金の価格メカニズムの機能不全に陥っている。

同時に、長年のコストカット型の経済によるデフレの悪循環という従来からのボトルネックは解消しつつあるが、人手不足も、生産性向上のための投資のボトルネックとなりつつある。近年、女性と高齢者の就労参加は増加してきたが、それも限界に近づきつつある中、就業構造と産業構造の改革を一体で進め、生産性の高い成長産業・企業への円滑な労働移動を実現しなければ、人手不足により成長産業・企業の成長が阻害されるという課題がある。

働く人の選択肢の拡大と継続的な賃金向上という観点からは言うまでもなく、労働供給制約社会における企業の継続的な成長の観点からも、リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事の導入、労働移動の円滑化から成る三位一体の労働市場改革を加速して実行していくべきである。

同時に、労働供給制約社会の中で、働く人が自らの意思に基づき、多様な選択肢を得られるよう、働き方改革の総点検や副業・兼業の一層の推進も重要である。

(1) リ・スキリングによる能力向上支援

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化しサービスの持続性自体が課題となってきた。また、生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした状況等を踏まえ、アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成、技術トレンドも踏まえた効果的なリ・スキリング等に取り組むべきである。

①アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働きかけを強化し、そうした業種における現場人材の育成・処遇改善につなげていくべきである。

また、保育や介護などを含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても支援策を強化すべきである。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、若年層に対する技能尊重の機運醸成やスキル向上に向けた支援策を強化すべきである。

②デジタル人材の育成

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進すべきである。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について進捗を確認し、横串を通して取組を推進することによりその効果を高めるとともに、必要に応じて新たな策を検討し講じるなど、政府全体として、デジタル人材育成を機能するための体制を確保し、その取組を加速化すべきである。

また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行えるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキル毎のトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行うべきである。

③リ・スキリング支援のデジタル化の徹底

地方の労働者にとっては、オンラインの活用により質の高い多様なキャリアコンサルティングやリ・スキリング講座へのアクセスが可能になることから、教育訓練給付、高齢・障害・求職者雇用支援機構を活用した非正規雇用労働者等向けの職業訓練等のリ・スキリング支援策についても、オンライン対応講座の拡充や、ハローワークでの申請手続・キャリアコンサルティングのオンライン化の徹底を図るべきである。

さらに、個人がリ・スキリングにより獲得したスキルをデジタル上で認証する仕組みなど、リ・スキリングに関するあらゆる事項のデジタル化について、関係省庁一丸となって、課題の洗い出しと対応方針の具体化を進めるべきである。

（２）個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実

①ジョブ型人事指針の周知・普及

昨年８月に公表した、多様な導入企業の多くの事例を具体的に掲載する「ジョブ型人事指針」について、人的資本経営コンソーシアム（人的資本経営の先進事例の共有や効果的な情報開示について日本企業と投資家が検討を行う場）等の様々な機会を通じて周知・普及に努め、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入を進めるべきである。

②人的資本に関する情報開示の充実を通じた企業価値の向上

人的資本は企業の戦略達成・価値創造における重要な要素であり、経営戦略と人材戦略を関連付けた開示が投資家にとって有用であることから、有価証券報告書における人的資本開示の充実を図ることを検討すべきである。

あわせて、企業の経営戦略と連動した人材戦略の策定や人的資本への積極的な投資を進める観点から、「人的資本可視化指針」（資本市場に人的資本の情報開示を行う際に参照できる開示事項・手法等のガイドライン）を見直し、ジョブ型人事の導入状況も含め、情報開示の充実を図るべきである。

③労働者のワークエンゲージメントの向上

労働者の仕事へのやりがい・働きがい、いわゆる「ワークエンゲージメント」を高めるため、企業による従業員への経営ビジョンの共有や人事管理の改善等の好事例をまとめた事例集の周知等に取り組むべきである。

(3) 労働移動の円滑化

①社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身につけるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速すべきである。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係进行分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信すべきである。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築すべきである。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努めるべきである。

②労働者が将来のキャリアを見通すためのハローワークの助言機能等の強化

ハローワークの職員に対して、キャリアコンサルタントの資格取得やIT・介護等の分野のリ・スキリングに関する研修を実施することを含め、職員の体制強化を図るべきである。

また、円滑なキャリアコンサルティングのため、厚生労働省の新たな労働市場データプラットフォームの活用と併せて、ハローワークインターネットサービスにおけるAIの活用を進め、一人ひとりに応じた職業選択に資するハローワークの情報提供や助言機能の強化を加速すべきである。

加えて、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランニングの支援を強化するべきである。

(4) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検

①働き方改革関連法施行後5年を踏まえた状況の把握と点検

誰もが健康的で働きやすい労働環境の下で生産性の高い多様で柔軟な働き方を推進するとともに、働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態を踏まえた労働基準法制の見直しについて労働政策審議会で検討すべきである。

非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方について労働政策審議会で検討すべきである。

②建設業における働き方改革

持続可能な建設業の実現に向け、「労務費の基準」を活用した労務費等必要経費の確保と支払い、令和6年12月に施行された資材高騰分の転嫁対策の新ルール、公共工事設計労務単価の適切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大などによる処遇改善を進めるべきである。

また、受発注者を実地調査する建設Gメンの体制強化を図ることで、処遇の確保や取引適正化を図るべきである。

加えて、時間外労働上限規制内容の普及啓発といった働き方改革の促進、省力化投資促進や他分野連携による地域の建設業者の生産性向上・災害対応力強化、女性・外国人等の多様な人材の活躍に向けた環境整備による担い手の確保・育成を進めるべきである。

③物流業における働き方改革

2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、物流全体の適正化や生産性向上、自動運転等の抜本的なイノベーションに向けて、次期「総合物流施策大綱」に基づき、物流拠点・ネットワークの機能強化、陸・海・空の新モーダルシフトや物流DX・標準化、外国人材の一層の活用等による物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等を推進すべきである。

適正運賃の収受や多重取引構造の是正等に向けて、改正物流法の執行体制を確保し、物流効率化のための計画作成・報告等の義務付けの事業者への周知の徹底や取組事例の発信に努めるべきである。

下請法改正法案を契機として、違反原因行為の疑いのある荷主や元請事業者に対してトラック・物流Gメンによる一層の是正指導を行うべきである。

(5) 多様な人材の活躍推進

①副業・兼業の推進

副業・兼業は、労働者にとっては次のキャリア設計や起業につながるものであり、企業にとっても社内に不足する能力・ノウハウを有する人材を受け入れることで中堅・中小企業のイノベーションにつながるといった意義がある。実際に副業・兼業を認める企業は増加しており、副業・兼業を希望する者は多いが、副業・兼業を制度的に認めて積極的に推進する企業を更に広げていくことは課題である。副業・兼業に関する様々な課題を検討の上、労働者の健康確保を前提としつつ、副業・兼業における割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得るべきである。

また、ハローワークにおいて副業・兼業のマッチングを推進するとともに、他の官民の支援機関との連携を強化すべきである。

併せて、民間企業のみならず、地方公務員や教員における副業・兼業の推進も、特に、人手不足が深刻である地方においては重要である。現行制度では、例えば、公立校の常勤教員について、「原則禁止、教育委員会の許可があれば可」となっており、解禁するには地方公務員法等の改正が必要となるところ、まずは、厚労省が企業向けに策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の「教員版」や「地方公務員版」を政府において策定することを検討するべきである。

②同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁じる同一労働・同一賃金制の施行については、都道府県労働局が原則執行し、労働基準監督署は、取組の不十分な企業のうち労働局が指導・助言をしていない企業に対して点検要請書の対面交付を行っている。同一労働・同一賃金制の施行強化の観点から、労働基準監督署の一層の活用策を検討すべきである。

不本意非正規雇用労働者は減少傾向にはあるものの、依然として180万人程度存在する。正規雇用を望む人が速やかに正規雇用に転換できるよう、非正規雇用労働者等が働きながら学びキャリアアップを目指す環境の整備や正規化支援の充実を図るべきである。

③女性の活躍推進

我が国の男女間賃金差異は長期的に縮小傾向にあるが、国際的に見れば依然として差異が大きい。男女間賃金差異の情報公表の義務対象を常用労働者数が101人以上300人以下の中小企業にも拡大する女性活躍推進法の改正法案の早期成立を目指すとともに、新たに開示義務の対象となる中小企業に対して法改正の周知や対応に向けた支援を行うべきである。あわせて、男女間賃金差異の要因分析の結果について「説明欄」に記載することを促し、賃金差異の是正につなげていくべきである。

地方における性別役割分担意識が女性の職場での活躍への制約となり、若い女性の流出につながっているとの現状を踏まえ、地域の働き方・職場改革に取り組む自治体を国が支援する「地域働き方・職場改革等推進会議」を新たに発足させ、男女ともに活躍できる地域社会を実現していくべきである。

④外国人材の受け入れに関する制度整備

育成就労制度の運用開始に向け、外国人育成就労機構等の体制整備を含めた準備を着実に進め、特定技能制度の対象分野の設定等を通じ、一定の専門性・技能を有する人材の受け入れを推進するべきである。

併せて、出入国在留管理の適正化・厳格化を進める観点から、「日本版エスタ」の整備の前倒しを行うとともに、当該システム利用時に外国人から徴収する手数料を、外国人政策のための財源として活用することを検討するべきである。

Ⅸ. プラチナNISA・こども支援NISAなど、国民の長期・安定的な資産形成を支援する資産運用立国の取組の深化

岸田内閣以降の3年半、自由民主党は、政府と一体となり、金融面から「成長と分配の好循環」の実現を後押しし、我が国経済の持続的な成長に貢献することを目指して資産運用立国の施策を推進してきた。これまで取り組んだNISAの抜本的拡充・恒久化、コーポレートガバナンス改革、資産運用業やアセットオーナーシップの改革といった幅広い施策は着実に進展し、「貯蓄から投資へ」の流れも動き始めており、国内外の投資家や若い世代から高い評価を得ている。

しかし、資産運用立国を実現するにはいまだ道半ばであり、これまでの改革の流れを止めてはならない。家計、企業、金融商品の販売会社、資産運用会社、アセッ

トオーナーなど、インベストメント・チェーンを構成する各主体に対する働きかけをより一層効果的なものとするためには、今が正念場である。

日本の資本市場を「国内の人々が海外にも投資し、世界からも投資を呼び込む双方向のプラットフォーム」にすべく、資産運用を軸にした経済社会の構造改革を更に推進すべきである。少子高齢化が進む日本においては、グローバルな視野を持ち、世界の成長の果実を積極的に取り込むことが欠かせない。幅広い世代の国民がリスクを十分に理解したうえで、資産の多寡にかかわらず、多様な商品やサービスを通じて資産を運用できる環境を整えることにより、経済成長を力強く後押しし、国民全体がその果実を広く享受できるような国を築いていく。

国内市場は「金利のある世界」へと移行し、国際的にも各国の政治動向や地政学的リスクといった不確実性にマーケットが直面するなど、今はまさに歴史的な金融・経済環境の転換点にある。資産運用立国の施策を推進し、国民の長期・安定的な資産形成を支援していくことの重要性はますます高まっている。

確定拠出年金（iDeCo、企業型DC）・NISAの改革や政府の推進体制の強化等については一定の成果が生み出されているが、今後とも投資家のニーズや経済・金融環境の変化に応じて、政官民が一体となって更に改革を推進するとともに、そうした改革の継続意思を内外の関係者に向けて強力に発信していかなければならない。引き続き、責任与党たる自由民主党として、資産運用立国の施策を通じた日本経済の変革を目指し、関係者の議論を牽引していく。

こうした問題意識の下、以下のとおり、今後取り組むべき施策を提言する。

1. 資産運用立国の更なる推進

本年3月、資産運用立国の推進に関する政府横断的な司令塔として、内閣官房新しい資本主義実現会議の下に「資産運用立国推進分科会」が設置された。この分科会において、本年10月のJapan Weeksに向けて、資産運用立国に関する成果や追加的な施策、既存の施策の改善・実質化等を取りまとめることで、資産運用立国の実現に向けたモメンタムを維持し、更に強化していくべきである。

このため、下記に掲げる施策を実行していくに当たり、内閣官房において「資産運用立国実現プラン 2.0」を作成・公表すべきである。

金融庁は他省庁等とも連携し、本年10月のJapan Weeksの開催をはじめ、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実させるべきである。また、資産運用フォーラムにおいて、資産運用業の高度化に向けて、オルタナティブ投資・日本企業の価値向上と地方を含めた日本への投資促進・資産運用業のDX・サステナブルファイナンスに関する議論を行い、国内外の資産運用会社等の知見を踏まえた成果物を、Japan Weeks期間中に開催される同フォーラムの年次会合でとりまとめるべきである。

上述の「資産運用立国推進分科会」の設置、金融庁における資産運用課の設置に加えて、上記の資産運用立国に向けた改革を実現していくため、引き続き政府の推進体制の強化に取り組むべきである。

本提言にある多数の施策の推進を担う金融庁は、新たに設置された組織であるがゆえに局や課等の機構が少ないが、経済・金融環境の変化により増加する課題に応じた更なる体制強化が不可欠である。このため、既存の省庁内の機構のスクラップ＆ビルドに固執した硬直的な考え方を踏襲することなく、抜本的な組織拡充を行うべきである。

2. 家計の安定的な資産形成

(1) 若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備

家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行えるよう、J-FLEC（金融経済教育推進機構）の個別相談等の現場で活用することも念頭に、必要に応じてマイナンバーとの情報の紐づけも検討しつつ、個人が自身の金融資産やキャッシュフロー等の状況を容易に把握できるためのデータ集約の仕組みを整えるなど、年金も含めた金融情報の「見える化」の環境整備を進めるべきである。

職域における金融経済教育の提供を浸透させる観点から、各省庁はJ-FLECと連携しつつ、所管分野の関係企業や経済団体に対する周知広報に取り組むとともに、全企業の範となるよう、本省庁及び地方部局における金融経済教育研修を導入すべきである。

地域によって金融経済教育の取組に濃淡が見られる中で、全国津々浦々に教育の機会を提供するため、J-FLECは地方における活動の底上げを図るべきである。あわせて、投資を始めたばかりの方を含め、分かりやすく信頼できる情報発信の強化にも取り組むべきである。

確定拠出年金（iDeCo及び企業型DC）については、令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指すべきである。老後に向けた資産形成を促進する観点から、拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行うべきである。

企業型DCについて、足元の物価が上昇する市場環境下において、元本確保型商品では実質的な購買力を確保できない可能性があることについて、事業主は加入者に対してより丁寧に説明するとともに、必要に応じて指定運用方法を含めた運用商品の構成の見直しを検討するよう、厚労省は促すべきである。

確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚労省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、手続きの簡素化・コストの低減等の改善に繋がるよう、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、拠出限度額の管理や情報連携などについての大胆な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施すべきである。

企業年金（DB及びDC）の運用状況等の情報を他社と比較できる「見える化」に向け、厚労省が情報を集約し公表することとされているが、厚労省は必要に応じてデジタル庁とも連携しながら、その早期実現を図るべきである。

個人投資家が投資しやすい環境を整備するため、デジタル技術の進展を踏まえつつ、東証は上場株式の投資単位の更なる引下げに向けた検討を進めるべきである。

NISAの更なる利便性向上に向けて、政府は、対象商品の多様化を検討すべきである。

(2) 高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備

長寿化の進展により高齢期に向けた資産形成・管理の重要性が高まっている中で、個々人がライフステージの各段階で適切な金融サービスが選択できるよう、J-FLECにおいては、シニア層をターゲットとしたイベントの積極的な開催を進めるほか、企業・地域コミュニティ等と連携の上、お金の学びを得る機会や個別相談を受ける

機会の増加に向けた周知広報など、金融リテラシーの向上に向けた取組を更に工夫・強化すべきである。また、高齢顧客保護の観点から、詐欺被害対策を含め、金融経済教育を徹底すべきである。

高齢者が物価上昇の下でも、投資のメリットを受けつつ、生涯にわたって計画的に運用資産を活用して生活に充てることができる「プラチナNISA」として対象商品の拡大を含む制度の充実を検討するなど、政府は退職世代向けの資産運用サービスの充実の具体策について検討すべきである。

高齢顧客の将来的な認知判断能力の低下に備え、親族等の代理取引を可能とする金融サービスである「家族サポート証券口座」の普及促進など、金融業界における高齢顧客の様々な課題やニーズに寄り添った丁寧な対応を金融庁は業界団体とともに促すべきである。

（３）若年世代から資産形成に取り組むことを促進するための環境整備

こども支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、政府は「こども支援NISA」の検討を含め、若年層の資産形成の推進のための具体的な方策を検討すべきである。

学習指導要領の改訂については、昨年末に中央教育審議会に諮問がなされたが、学校における金融経済教育を推進する観点から、文部科学省は、金融庁・J-FLECと連携しつつ、「長期・積立・分散投資」やインフレ時の資産管理の重要性への言及など、次期学習指導要領における金融リテラシーの向上に資する記載の一層の拡充について検討すべきである。

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

（１）スタートアップ投資等の更なる推進

スタートアップへの成長資金供給を加速させる観点から、政府は、国内VCへの投資の障壁となっているとの指摘がある外国組合員特例税制（PE（恒久的施設）課税特例）等について、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、税制の在り方について必要な措置を検討すべきである。また、海外投資家からスタートアップへの投資を促進するため、LPS（投資事業有限責任組合）に関する制度を海外投資家にとっても分かりやすいものになるよう、経産省は金融庁等の関係省庁と連携して検討を開始すべきである。

スタートアップに係るM&Aを促進する観点から、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、短期的な措置として、のれん償却費の計上区分を現状の営業費用から営業外費用へと変更すること、また、中期的な措置として、のれんを非償却とすること等について、様々な手法を視野に入れつつ、企業会計基準設定主体における議論において、こうした提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含め、フォローすべきである。

スタートアップとのM&Aを含めたオープンイノベーションを促進するため、国内の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の25%を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の厳格化も検討されている中、出口の多様化、特にM&Aの促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、

これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のためのM&Aや出資を促進すべきである。

高い成長を目指すスタートアップ企業への持続的な成長投資を後押しするためには、以上を通じたレイターステージを含む資金供給の充実に加えて、東証グロース市場の機能強化を図ることも重要である。このため、東証は同市場の上場企業による投資家への情報発信に対する支援や、IPOを支援する関係者の連携強化、更には上場企業が成長に取り組むことへのサポート等とあわせて、同市場の上場維持基準の見直しを行うべきである。これらの取組は、スタートアップ企業のIPOに対する投資家の信頼醸成とともに、資産運用業者による質の高いグロースファンドの提供にも繋がっていくことが期待される。

GPIF及び共済組合等においては、受益者等の利益に資する観点から、特定のアセットクラスに偏ることなく、国内のP E・V Cを含め、オルタナティブ資産への投資を引き上げていくべきである。

顧客ニーズに応じて、業態の垣根を越えて金融グループとして高度で多様な金融サービスを一体的に提供することは、顧客利便に資するものである。この観点から、金融庁は銀証ファイアーウォール規制の見直しを着実に進めるべきである。その前提として、金融機関において、顧客情報管理や、利益相反管理、優越的地位の濫用防止が適切に図られるべきである。

金融グループによる資金供給の円滑化を図る観点から、金融庁は金融機関の投資専門子会社の投資対象の拡充を検討するとともに、金融庁・法務省は、新株予約権付融資における新株予約権の利息制限法等における論点について金融機関等を交えて検討を進めるべきである。また、大規模なM&A資金への対応など一時的な巨額の資金需要に対応するため、金融庁は大口信用供与等規制における一時的な限度額の超過許容を検討すべきである。

プロ投資家（特定投資家）によるスタートアップ企業の株式（非上場株式）への投資の活性化の観点から、米国並みの資金調達環境を整備するために昨年の経済対策で打ち出された「日本版ルール506」について、本年2月にはプロ投資家向け私募制度においてインターネットを含む様々な媒体による勧誘等が可能となり、また3月には個人がプロ投資家になるための要件の更なる明確化などが行われたところである。引き続き、プロ投資家からの資金調達を促進するため、金融庁はプロ投資家に対して制度の周知を図るとともに、日本証券業協会は、投資家保護に留意しつつ市場関係者のニーズ等を踏まえ、証券会社による非上場株式の勧誘が原則禁止されている自主規制を見直すべきである。このほか、金融庁は発行開示書類の届出免除基準額の見直しを図るべきである。

（２）インパクト投資市場の拡大に向けた取組

インパクト投資の案件創出に向けて、インパクトの測定・管理に必要な指標・データの整備やインパクト投資の手法・取組事例の普及を通じた担い手拡大、インパクトスタートアップに対する事業会社による連携・投資等を促進すべきである。インパクトの可視化・ビジネス構築等への支援強化等によるローカル・ゼブラ企業等の育成や、公共調達等におけるスタートアップと自治体の連携促進等を図るための環境整備を進めるべきである。

（３）運用対象資産等の多様化の更なる推進

経済安全保障や日本の産業力強化の観点から国内でデータセンター等を整備する需要が高まっている。政府においてはデータセンターと発電所を一体で整備する「ワット・ビット連携」構想を打ち出し、データセンターの地方への分散化を図ることにより、GXとDXの両立や地方創生の推進を目指している。こうした動きを踏まえ、国内のデータセンター投資を促進しつつ不動産を含む多様な運用手段の提供を図るため、金融庁は、REIT（不動産投資信託）の保有資産として、データセンター等を組み入れるための環境整備を行うべきである。あわせて、金融庁や東証は、再生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組むべきである。

企業価値担保融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、金融庁は、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指すべきである。

４．企業価値の向上・コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス改革を引き続き推し進めることにより、中長期的な企業価値の向上を更に後押しするとともに、企業による積極投資を促進し、価値向上による果実を家計を含めた主体に広く及ぼしていくことが重要である。このため、金融庁は、コーポレートガバナンスに関する新たな政策パッケージを取りまとめるべきである。

金融担当大臣から全上場企業に対する「株主総会前の適切な情報提供に係る要請」を踏まえ、金融庁は実態把握をするとともに、法務省及び経済産業省においても、有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備に向け取組を進めるべきである。

中長期的な企業価値の向上に資するサステナビリティを巡る取組の開示に対する投資家のニーズを踏まえ、金融庁は、規模の大きい上場企業におけるサステナビリティ情報の開示・保証に係る制度整備を図るべきである。

PE投資において、報酬制度等を活用して投資先の従業員に対して企業のオーナーシップを付与することで、従業員の会社に対するエンゲージメントを高め、ファンドによる投資リターンを従業員へ還元する例が見られるところである。こうした取組を広く日本の企業に普及させることで、従業員の士気向上や中長期的な企業価値の向上につなげるべきである。

５．資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

（１）資産運用業の高度化

金融庁は、来年４月に予定されている日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合を契機として、新しい協会と連携し、日本に、世界の資産運用会社と質・量ともに伍していける会社が生まれるよう、以下の取組を通じて業界の変革を進めるべきである。

金融庁に新たに資産運用課が設置されることとなったことを踏まえ、資産運用ビジネスの高度化に向けて、大手金融機関グループにおける資産運用力向上等に関する取組のフォローアップを行い、各社に継続的な深化を求め、業界の変革を後押しすべきである。

新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の施策が更に加速するよう、金融庁は、EMPに係る取組事例のフォローアップを行うなど、大手金融機関に対して新興運用業者の活用への働きかけを引き続き行うとともに、アセットオーナーとベンチャーキャピタルの間の相互理解の促進に向けて取り組むべきである。

ベンチャー投資を含めアクティブ運用においては、優れた企業の目利きができる人材を質・量ともに充実させることが不可欠である。各産業に通じた人材、特に、ディープテックやバイオの専門人材が育つことは、各産業の成長支援・優良企業への投資促進にも繋がっていくことから、金融庁は、バイサイドのアナリストをはじめとする資産運用業界の人材の充実に向けた実態把握を進めるべきである。

資産運用を支えるバックヤードの業務・システムについて、カストディアン（資産管理信託銀行）・レコードキーパー（確定拠出年金の記録関連運営管理機関）・システムベンダーなどの様々な関係者が存在し、その内容が複雑化・高コスト化しているとの指摘もある中で、金融庁は資産運用のインフラとなっている業務・システムの合理化に向けた実態把握を進めるべきである。

資産運用ビジネスの高度化に向けて、金融庁はアセットオーナーを支える金融機関等に対するモニタリングの更なる強化を図るべきである。

生成AIやブロックチェーン等の新たな技術の登場を踏まえ、資産運用業の高度化への将来的な活用に向けて、官民で検討を進めるべきである。

金融・資産運用特区については、昨年6月に取りまとめられた「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、北海道・東京・大阪・福岡の4地域を対象地域に決定し、国内外の金融・資産運用業者の集積や地域の産業・企業の育成支援に向けた規制改革等に取り組んできた。こうした取組を特区地域への金融・資産運用業者の新規参入につなげるべく、4地域と連携して対外的な発信強化のためのプロモーション施策を実施し、日本市場の魅力の積極的な発信や関係者間の対話を充実させるべきである。あわせて、海外からの新規参入事業者への創業支援の取組を継続すべきである。

また、海外において行われている、銀行・証券・保険・不動産等に関する資産運用や管理を横断的に行う「ウエルスマネジメント」のようなサービスの提供に向けた環境整備について、実態把握の上、検討を行うべきである。

（２）アセットオーナーシップ改革の更なる推進

アセットオーナーの資産運用の高度化に向けた指針ともなるアセットオーナー・プリンシプル（昨年8月策定）については、4月末時点で207主体に受け入れられている状況である。関係省庁は引き続き周知を進め、プリンシプルの受入れを更に進めるとともに、各アセットオーナー自身による運用の点検を通じて、資産運用の高度化に向けた取組を後押ししていくべきである。

GPIF及び共済組合等においては、受益者等の利益に資する観点から、特定のアセットクラスに偏ることなく、国内のPE・VCを含め、オルタナティブ資産への投資を引き上げていくべきである（再掲）。

国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、海外では基金の運用によって運営資金の確保等が行われていることを踏まえ、文部科学省・総務省において、ポートフォリオをはじめとする資産運用・資産管理に係る実態把握を進めるとともに、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人におけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況を年末を目途に整理すべきである。特に、文部科学省による国際

卓越研究大学の認可における体制整備の判断に際しては、今後、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを要件に盛り込むべきである。

確定給付型年金（DB）について、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを更に進めていくべきである。また、給付のあり方等は労使で検討されるべきものであるが、加入者の退職後の生活におけるインフレ抵抗力が確保されるよう、DBの運用のあり方を含め、厚労省は事例を整理・公表すべきである。

新しい資本主義実行本部 開催実績

第1回【新しい資本主義の加速・発展に向けて】令和7年1月28日（火）

富山 和彦 株式会社 IGPI グループ会長
渡辺 努 東京大学大学院経済学研究科教授

第2回【投資・輸出立国について】令和7年2月6日（木）

唐鎌 大輔 株式会社みずほ銀行金融市場部 チーフマーケット・エコノミスト
古屋 堯民 株式会社フルヤ金属代表取締役
経済産業省（中堅企業政策の進捗について説明）

第3回【春季労使交渉の本格化に向けた労使との意見交換】

令和7年2月13日（木）

十倉 雅和 日本経済団体連合会会長
芳野 友子 日本労働組合総連合会会長
小林 健 日本商工会議所会頭
森 洋 全国中小企業団体中央会会長
森 義久 全国商工会連合会会長

第4回【投資・輸出立国について】令和7年2月18日（火）

後藤 禎一 株式会社富士フイルムホールディングス 代表取締役社長・CEO
飯沼 良介 一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会会長

第5回【農林水産物・食品の輸出拡大について】令和7年2月27日（木）

渡辺 和博 株式会社パン・パシフィック・
インターナショナルホールディングス 執行役員海外事業MD 戦略担当
西田 宗生 百農社国際有限公司董事長
長 孝則 株式会社大戸屋ホールディングス 執行役員海外事業本部本部長

第6回【スタートアップ・イノベーション】

～成長段階のディープテックにおける課題～ 令和7年3月14日（金）

古賀 大貴 Oishii Farm Corporation 共同創業者兼CEO
加藤 真平 株式会社ティアフォー 創業者兼代表取締役社長CEO
郷治 友孝 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長

第7回【労働市場改革について】令和7年3月25日（火）

安井 洋輔 株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
伊達 洋駆 株式会社ビジネスリサーチラボ代表取締役
今井 雅則 一般社団法人全国建設業協会会長

第8回【コンテンツ産業の成長に向けて】令和7年4月3日（木）

是枝 裕和 映画監督

辻本 春弘 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長

第9回【資産運用立国について】令和7年4月8日（火）

1. 金融・資産運用特区

北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市

2. インパクト投資

一般社団法人インパクトスタートアップ協会

第10回【地域の産業集積、地域の産業人材】令和7年4月17日（木）

高島 宏平 オイシックス・ラ・大地株式会社代表取締役社長

松坂 孝紀 神山まるごと高等専門学校事務局長

古屋 星斗 リクルートワークス研究所主任研究員

小林 浩 リクルート進学総研 所長

物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT

第1回 令和7年4月1日（火）

1. 既存の公的制度の閾値の点検について

2. 地方公共団体を含む官公需における発注単価や入札価格の点検について

第2回【官公需の発注をめぐる現状と課題に関する業界団体からのヒアリング】

令和7年4月9日（水）

全国ビルメンテナンス協会

全国警備業協会

日本建築士事務所協会連合会

第3回【官公需の発注をめぐる現状と課題に関する業界団体からのヒアリング】

令和7年4月10日（木）

全日本印刷工業組合連合会

全国石油商業組合連合会

日本環境保全協会

全国清掃事業連合会

第4回【既存の公的制度の閾値に関する業界団体等からのヒアリング】

令和7年4月17日（木）

公益財団法人交通遺児等育成基金

社会福祉法人全国社会福祉協議会

株式会社エデンレッドジャパン

財務省、人事院

第5回【公的価格に関する業界団体からのヒアリング】令和7年4月18日（金）
公益社団法人日本理学療法士協会
保育三団体協議会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会

ヘルスケア・トランスフォーメーションPT

第1回【ヘルスケア分野の更なる成長と改革への挑戦】令和7年5月12日（月）
鴨下 一郎 元衆議院議員
岩崎 真人 武田薬品工業株式会社元代表取締役
川邊 健太郎 LINEヤフー株式会社代表取締役会長全国ビルメンテナンス協会